

新富町
地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

令和7年3月
新 富 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1	地球温暖化の概要と動向	3
(1)	地球温暖化による影響	3
(2)	国際的な動向	4
(3)	国内の動向	6
(4)	県の動向	10
(5)	町の動向	11
2	計画策定の概要	12
(1)	計画策定の背景と目的	12
(2)	計画の位置づけ	13
(3)	計画期間	15
(4)	基準年度と目標年度	15
(5)	計画の対象	15

第2章 本町の現況と課題の整理

1	地域特性	17
(1)	位置・地勢	17
(2)	気象	18
(3)	土地利用	20
(4)	人口・世帯数	21
(5)	産業	22
(6)	交通	28
(7)	ごみ	29
(8)	再生可能エネルギー導入状況	30
2	温室効果ガス排出量	31
(1)	推計方法	31
(2)	推計結果	31
(3)	国及び県との部門・分野別CO ₂ 排出構成の比較	33

3	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	34
(1)	導入ポテンシャルとは	34
(2)	検討対象の再生可能エネルギー	34
(3)	種類別の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	34
(4)	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル一覧	40
(5)	再生可能エネルギーの導入可能性評価	41
4	現状分析と課題の整理	43
第3章 本計画の目標		
1	温室効果ガス排出量削減目標	45
2	再生可能エネルギー導入目標	46
第4章 温室効果ガス排出量削減等に関する施策		
1	施策の概要	48
(1)	主体となる施策	48
(2)	政策に対する各主体の役割	49
2	施策の具体的な取組	49
第5章 本計画の推進体制と進捗管理		
1	推進体制	64
2	進捗管理	65
資料		
	用語解説	67

第1章 計画策定の基本的事項

1 地球温暖化の概要と動向

(1) 地球温暖化による影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

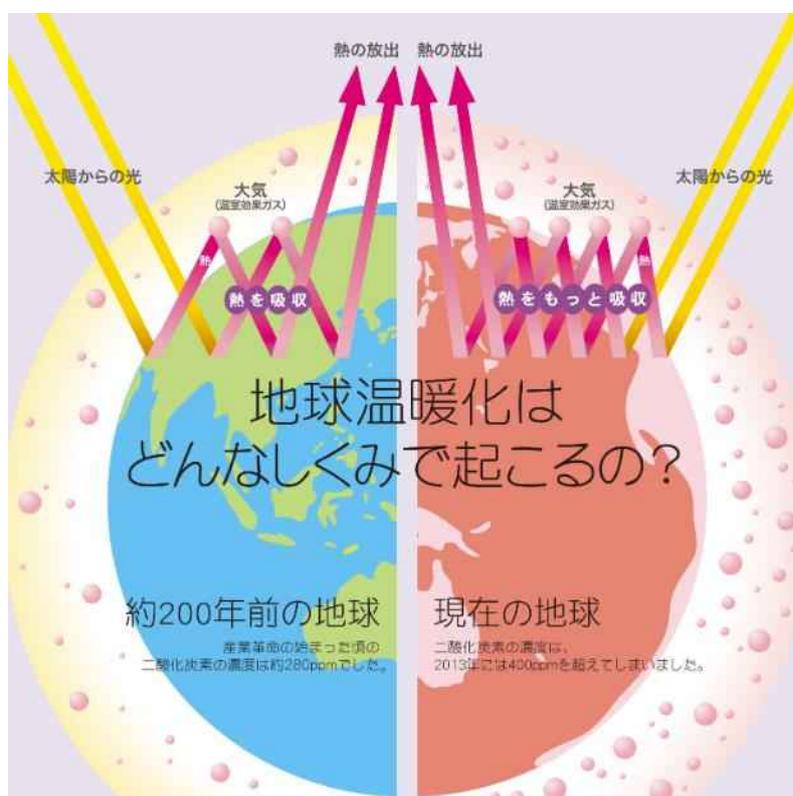


図1 地球温暖化のしくみ

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2021（令和3）年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

報告書	公表年	人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価
第1次報告書 First Assessment Report 1990 (FAR)	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995 (SAR)	1995年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001 (TAR)	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い。
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007 (AR4)	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013 (AR5)	2013年	「可能性が極めて高い」(95%以上) 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021 (AR6)	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。

表1 これまでの報告書における表現の変化 (IPCC 報告書)

出典：環境省_IPCC 第6次評価報告書

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 国際的な動向

2015 (平成 27) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国 (いわゆる先進国) と非附属書 I 国 (いわゆる途上国) という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献 (nationally determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 (平成 30) 年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界

全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、表2のとおり、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

国等	脱炭素化への動き
EU	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020年3月に長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略（Long-term low greenhouse gas emission development strategy of the European Union and its Member States）を提出。 ◆ 「2050年までに気候中立（Climate Neutrality）達成」を目指す。 ◆ CO₂削減目標を2030年に1990年比少なくとも55%とすることを表明。2021年7月に気候変動対策の法案パッケージ「Fit for 55」を発表。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気候変動法（Climate Change Act）（2019年6月改正）の中で、2050年カーボンニュートラルを規定。 ◆ 2021年10月に温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにするための具体的な計画「ネットゼロ戦略：グリーン化再構築」公表。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2020年9月の国連総会一般討論のビデオ演説で、習近平は2060年カーボンニュートラルを目指すと表明。「中国は発展途上国のエネルギーの低炭素化を大いに支援し、今後、海外で新たな石炭火力発電プロジェクトを行わない」と述べた。
米国	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2021年4月の米国主催の気候変動リーダーズサミットで、バイデン大統領はパリ協定に対応した新たな目標「2030年までに2005年比でGHG50～52%削減」を発表。

表2 世界各国の脱炭素化への動き

出典：資源エネルギー庁_エネルギー白書2021より作成

2022（令和4）年11月に、エジプト・シャルム・エル・シェイクにおいて、COP27が開催されました。本会合内での決定文書では、緩和、適応、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害、気候資金等の内容が記載されました。中でも、2021（令和3）年英国・グラスゴーにて開催されたCOP26において、この10年における行動を加速させる必要性が強調されていることを踏まえ、2030年までの緩和の野心と実施を緊急に高めるための「緩和作業計画」が策定され、計画期間である2026（令和8）年までに毎年進捗を確認すること、全てのセクターや分野横断的事項を対象とすることなどが盛り込まれました。

(3) 国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和3）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。地域脱炭素ロードマップでは、5年の間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することで、次の二つの取組を実施することが示されています。

まず1点目に、地方公共団体や地元企業・金融機関が中心となって2030（令和12）年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出し、地域特性に応じた先行的な取組実施の道筋をつける、とされています。これにより、多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示します。2点目に、2030（令和12）年度目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向け、表3で整理したとおり、脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施するとしています。

施策	概要
屋根置きなど自家消費型の太陽光発電	◆ 2030年：設置可能な建築物の約50%に太陽光発電が導入 ◆ 2040年：100%導入されていることを目指す。
地域共生・地域裨益型再エネの立地	◆ 地域が主役になり、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業が全国で展開され、地域脱炭素の主役として貢献していることを目指す。

<p>公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2030 年までに新築建築物の平均 11 で ZEB が実現していること、公共施設等は率先して ZEB を実現していることを目指す。 ◆ 公共部門の再エネ電気調達が実質的に標準化されていることを目指す。
<p>住宅・建築物の省エネ性能等の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅の断熱性能等の向上・良質な住環境の創出は、ヒートショックによる健康リスクの低減等に資するという共通認識化とその取組を目指す。 ◆ 2030 年までに新築住宅の平均で ZEH が実現していることを目指す。
<p>ゼロカーボン・ドライブ (再エネ電力×EV/PHEV/FCV)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域内の人・モノの車による移動について、EV/PHEV/FCV が最初の選択肢となること。 ◆ 2035 年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を 100%とすることを目指す。
<p>資源循環の高度化を通じた循環経済への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民・事業者と連携した環境配慮設計製品の利用やプラスチック資源のリデュース、回収・リサイクルの一体的な進展を目指す。 ◆ 2000 年度比で食品ロス量を 2030 年度までに半減、及びリサイクルによる食品廃棄ゼロとなるエリアの創出を目指す。 ◆ 廃棄物処理や下水処理で得られる電気・熱・CO₂・バイオガス等の地域での活用拡大を目指す。
<p>コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォークアブルな空間形成が進み、車中心から人中心の空間に転換されるとともに脱炭素化に向けた包括的な取組が進展していることを目指す。
<p>食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立</p>	<p>2040 年までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農林業機械・漁船の電化・水素化等の技術確立。 <p>2050 年までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農林水産業の CO₂ゼロエミッション化・化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行・農山漁村における再エネの導入を目指す。 ◆ 輸入原料・化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の 30%低減。 ◆ 耕地面積に占める有機農業取組面積の割合を 25% (100 万 ha) に拡大。

表 3 地域脱炭素ロードマップにおける重点対策

出典：内閣官房（2021）「地域脱炭素ロードマップ」より作成

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030（令和12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

表4 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

出典：環境省_2021年「地球温暖化対策計画」

各部門	主な対策・施策
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産業界における自主的取組の推進 ◆ 企業経営等における脱炭素化の促進 ◆ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ◆ 電化・燃料転換 ◆ 中小企業の排出削減対策の推進 等
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築物の省エネルギー化 ◆ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ◆ デジタル機器・産業のグリーン化 ◆ 電気・熱・移動のセクターカップリングの促進 ◆ エネルギーの地産地消、面的利用の促進 ◆ 公的機関における取組 等

家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 脱炭素型ライフスタイルへの転換 ◆ 住宅の省エネルギー化 ◆ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ◆ 徹底的なエネルギー管理の実施 等
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自動車単体対策 ◆ 道路交通流対策 ◆ 公共交通機関及び自転車の利用促進 ◆ 鉄道、船舶、航空機の対策 ◆ 脱炭素物流の推進 等
エネルギー転換部門	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減 ◆ 再生可能エネルギーの最大限の導入 等

表 5 各部門の主な対策・施策

出典：環境省_ (2021)「地球温暖化対策計画」より作成

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、図 のとおり、2024（令和 6）年 6 月末時点においては 1,112 地方公共団体と加速度的に増加しています。

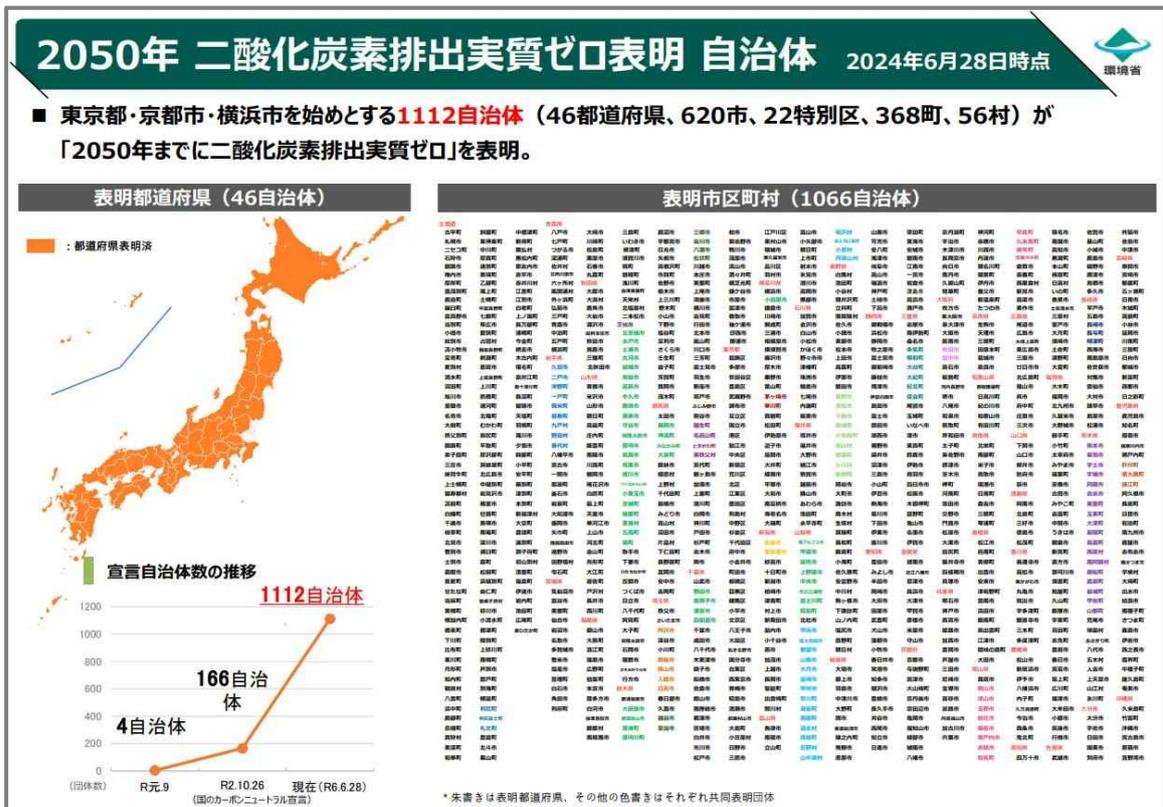


図 2 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省_ (2024)「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

(4) 県の動向

① 宮崎県気候変動適応センターの取組

宮崎県気候変動適応センターが気温の上昇や農作物の品質低下など気候変動とその影響が全国各地で現れる中、県内における気候変動の影響や適応に関する情報拠点として設置され、情報基盤を強化するとともに、県民や県内事業者への情報提供を通して地域の適応策の取組を推進しています。

② 2050年カーボンニュートラルの表明

2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを宣言するゼロカーボンシティの動きが拡大しており、国の2050年カーボンニュートラルを目指す宣言等、脱炭素社会を目指す動きが国全体に広がっていることを背景に宮崎県においても、2021（令和3）年3月に策定した第4次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトに「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明されました。

③ 宮崎県環境基本計画の策定

計画期間を2030（令和12）年度までの10年間とする第4次の「宮崎県環境基本計画」が2021（令和3）年3月に策定され、省エネルギー・省資源の推進に加え、恵まれた日照環境や豊富な農林水産資源を生かした再生可能エネルギーの導入や森林吸収量の確保などに積極的に取り組むことで、温室効果ガスを2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比50%削減する目標を掲げています。

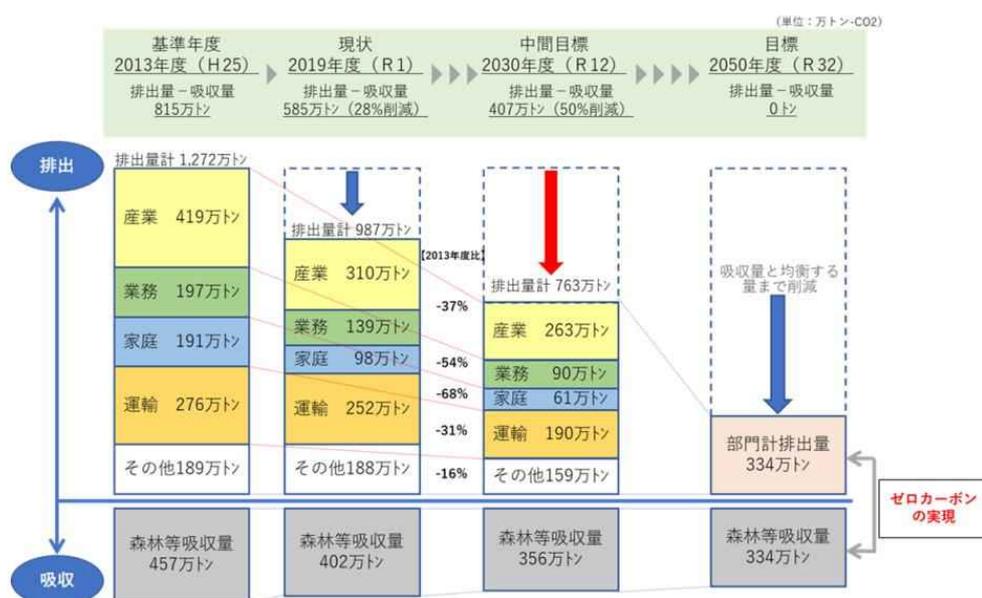


図3 温室効果ガス削減目標イメージ図

出典：宮崎県_第4次宮崎県環境基本計画

施策区分	施策展開
省エネルギー・省資源の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 普及啓発活動による県民等の機運醸成やライフスタイルの転換の促進 ◆ セミナーの開催やアドバイザー派遣等による脱炭素経営への転換支援 ◆ 家庭や事業所における電動車（EV、FCV等）の普及促進等
再生可能エネルギーの導入拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な地域資源の活用による地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進 ◆ 災害時のレジリエンス強化や生活の利便性の向上、地域経済の活性化等のメリットの周知による導入拡大 ◆ 産学官連携などによる再生可能エネルギー関連産業の育成・支援 等
森林吸収量の維持	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 除間伐等、適切な森林整備による二酸化炭素吸収・固定機能の高い健全な森林の造成 ◆ 計画的な伐採と速やかな再造林の実施による伐採量の平準化や主伐林齢の多様化によるバランスのとれた樹齢構成への誘導 ◆ 「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の確立 等
環境保全を支える人材づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭、学校、地域等において子どもから大人までが参加できる環境教育・学習の場づくりの推進 ◆ ホームページ「みやざきの環境」、環境情報センター、環境保全アドバイザー及び地球温暖化防止活動推進員を活用した環境教育や情報提供による排出削減行動の促進 等

表6 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクトの施策展開

出典：宮崎県「第4次宮崎県環境基本計画（概要版）」より作成

（5）町の動向

① ゼロカーボンシティ宣言の表明

本町は、2023（令和5）年12月に地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取組を意欲的に展開するため、町民や事業者などと連携し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しています。

実質ゼロというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

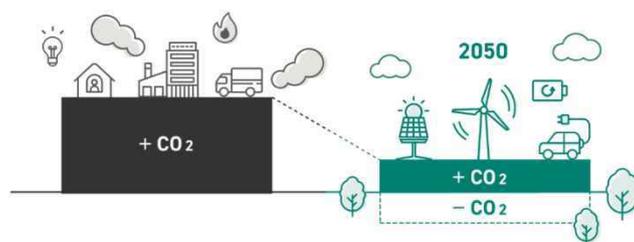


図4 「カーボンニュートラル」イメージ図

出典：環境省_脱炭素ポータル

② 新富町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定

本町では、「新富町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、地域における良好な環境の創出及び公共施設における温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの導入推進に取り組んでいます。

2 計画策定の概要

（1）計画策定の背景と目的

2020（令和2）年10月に菅内閣総理大臣（当時）が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。その後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の地球温暖化対策に関する総合計画である「地球温暖化対策計画」が2021（令和3）年10月に5年ぶりに改定され、2030（令和12）年度において温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%の削減を目指すことが掲げられました。

宮崎県では、2021（令和3）年3月に策定した第4次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクト「2050年ゼロカーボン社会づくり」に、温室効果ガス排出量の削減目標として2025（令和7）年度に2013（平成25）年度比で50%削減し、長期的には脱炭素社会の実現に向け、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すことが掲げられています。

本町においても、地球温暖化の影響が生じており、国及び地方自治体の2050年の脱炭素社会の実現に向けた動きが加速していることから、2023（令和5）年12月に地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取組を意欲的に展開するため、町民や事業者などと連携し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

これらを踏まえ、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けて町民・事業

者・行政が一体となって地球温暖化対策に効果的な取組を進めていくため、「新富町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

（２）計画の位置付け

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいた「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けられ、同法の第 21 条 3 項において、都道府県、指定都市・中核市・施行時特例市は、区域施策編を策定することが義務付けられています。加えて、第 21 条第 4 項においては、その他の市町村は区域施策編の策定に努めることとされています。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】抜粋

（平成十年法律第百十七号）

〔略〕

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

〔略〕

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

〔略〕

また、国の「地球温暖化対策計画」、県の「宮崎県環境基本計画」、本町の最上位計画である「新富町長期総合計画」、その他関連計画との整合を図りながら施策を推進します。

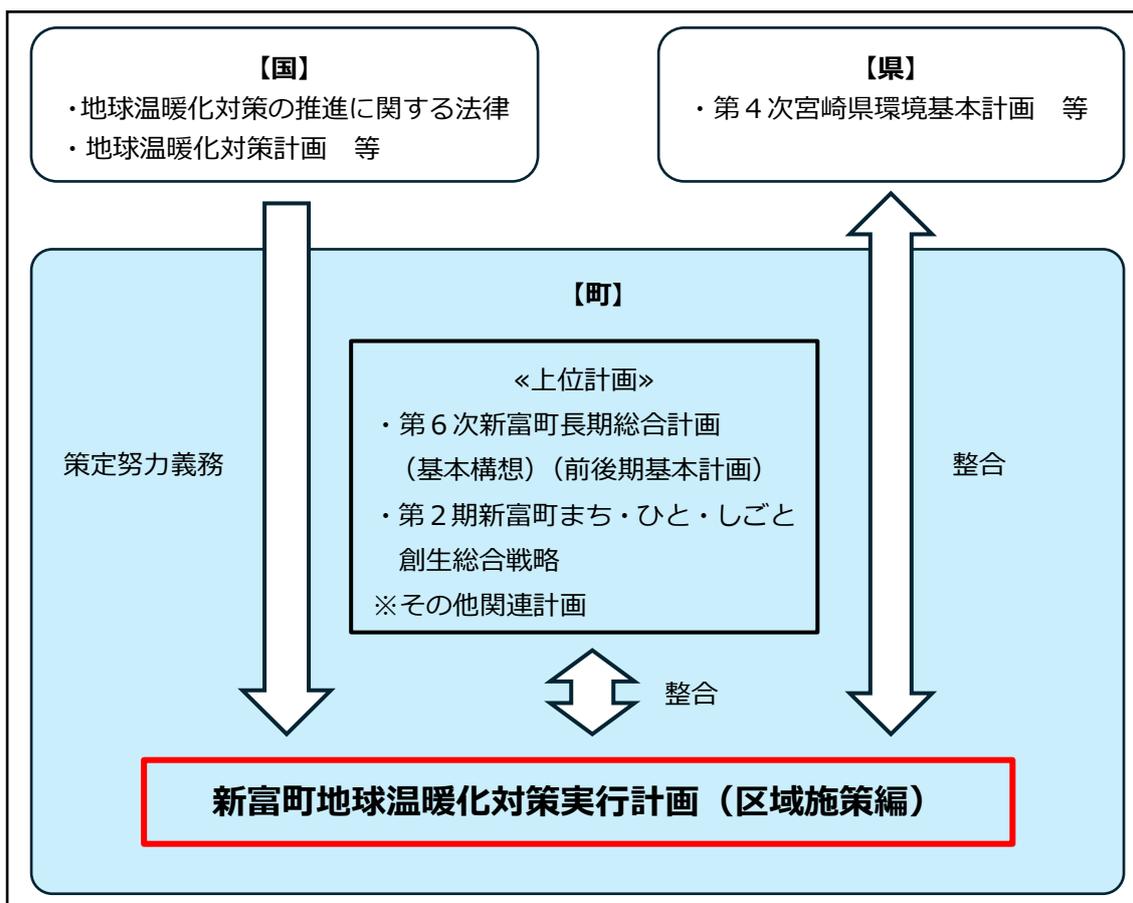


図5 計画の位置付け

(3) 計画期間

本計画期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。なお、計画期間中は、国内外、県等の動向や地球温暖化の進行、対策技術の発展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

項目	年度						
	2013 (平成 25)	...	2021 (令和 3)	...	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
期間中 事項	基準 年度	...	直近 年度	...	開始 年度	必要に応じて 計画の見直し	目標 年度
計画 期間	→				← 6年間 →		

表 7 計画の期間

(4) 基準年度と目標年度

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」に準じ、基準年度を 2013（平成 25）年度とします。また、目標年度は、中期目標年度を 2030（令和 12）年度とし、長期目標年度を 2050 年度とします。

(5) 計画の対象

① 対象とする地域及び主体

本計画の対象地域は本町全域とし、町民、事業者及び行政を取組の主体とします。

② 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条第 3 項では、温室効果ガスとして二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の 7 種類のガスが定められていますが、日本では CO₂全体の排出量の 9 割以上を占めていること、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の町民や事業者の取組によって削減が可能であることから、本計画では二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。

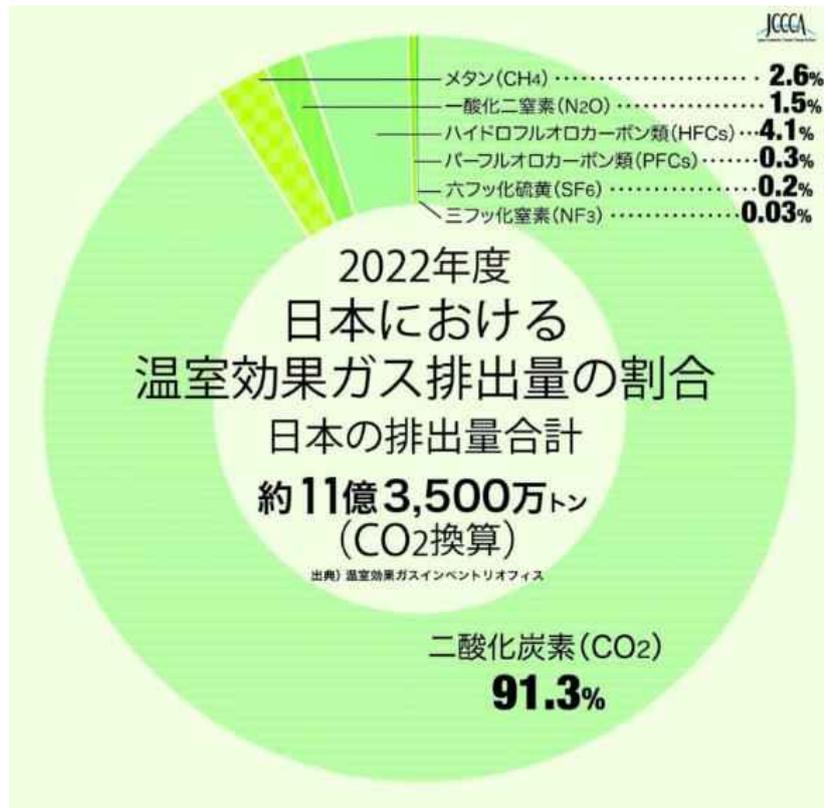


図 6 2022年度の日本における温室効果ガス排出量の割合

出典：国立環境研究所_温室効果ガスインベントリオフィス

③ 対象とする範囲

本計画の対象とする部門・分野は、以下の産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。

部門・分野	対象
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設におけるエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却に伴う排出

表 8 対象とする部門・分野

第2章 町の現況と課題の整理

1 地域特性

(1) 位置・地勢

本町は、東経 131 度 29 分・北緯 32 度 3 分、宮崎県のほぼ中央部の沿岸地帯に位置し、北は高鍋町、西は西都市、南は宮崎市と接しています。人口約 1 万 6 千人、世帯数約 6.6 千世帯の町であり、総面積は 61.53 km²、地形は全体的に平坦で、北西部は高台、南部は平野となっています。東西約 9 km、南北約 7 km でおおまかに四角形状をしており、町の東端は日向灘沿岸となっている。南端には一ツ瀬川が流れ、北西部は高台の畑地帯、東南部一帯は一ツ瀬川沿いの平坦な水田地帯を有しています。



図7 新富町の位置

出典：宮崎県_県内市町村一覧

湯之宮の座論梅は国指定の天然記念物で、古くから梅の名所として知られています。枝元は樹齢 600 年と言われており、現在は 80 余株の梅林を形成しています。例年 2 月初旬に梅まつりが開催されています。また、2020 年には県内初のプロサッカーチーム「テゲバジャーロ宮崎」のホームグラウンドとしてスタジアムの整備も行われています。また、国内最高技術をもつ航空自衛隊新田原基地が町域の西部にあります。



写真1 左から町の木「梅」、町の花「ルピナス」、町の鳥「ウグイス」

出典：新富町



写真2 サッカースタジアム（左）とフットボールセンター（右）

出典：新富町

(2) 気象

本町は、温暖なモンスーン気候帯に属し、平年値（1991～2020 年の平均）で見ると、気温は年平均気温が 17.2℃で、黒潮と九州山地が冬の季節風を遮る影響で 1 年中温暖な気候となっています。

降水量は、年降水量が 2,547.3 mm と多く、年降水量のうち、梅雨期間である 6 月が最も多くなっております。

日照時間は、年間日照時間が 2,067.3 時間で、梅雨時期の 6 月を除いて同程度の時間となっています。

月	平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	降水量 (mm)	日照 時間 (時間)	平均 風速 (m/s)	最多風向
1月	6.8	13.2	1.1	70.3	184.1	1.7	西北西
2月	8.3	14.2	2.6	96.1	169.3	1.8	西北西
3月	11.6	17.0	6.3	166.3	184.0	1.9	西北西
4月	16.0	21.3	10.7	202.4	186.2	1.9	西北西
5月	19.9	24.9	15.1	237.0	177.7	1.8	東南東
6月	22.8	27.0	19.2	507.1	111.2	1.7	南西
7月	26.8	31.5	23.0	340.4	187.3	1.9	南西
8月	27.4	32.3	23.6	272.8	199.3	2.0	東南東
9月	24.5	29.3	20.7	321.5	153.0	1.8	西北西
10月	19.5	25.0	14.7	166.0	175.0	1.6	西北西
11月	14.0	20.1	8.7	99.4	162.7	1.4	西北西
12月	8.7	15.1	3.0	68.1	177.5	1.6	西北西
年	17.2	22.6	12.4	2,547.3	2,067.3	1.7	西北西

表9 新富町（西都市観測所）の気象データ（1991～2020年の平均）

出典：気象庁_過去の気象データより作成

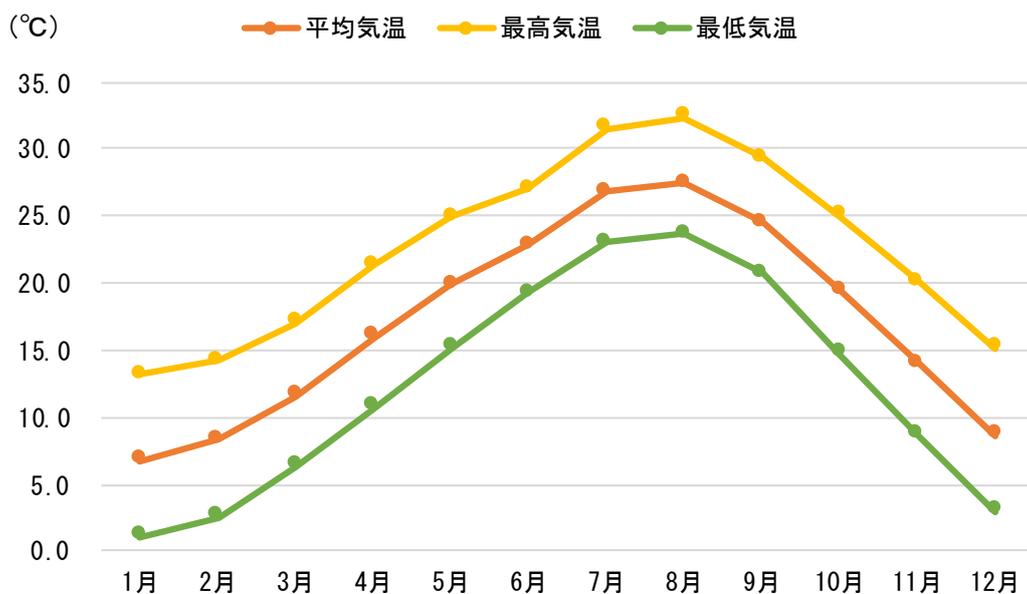


図8 新富町（西都市観測所）の気温データ

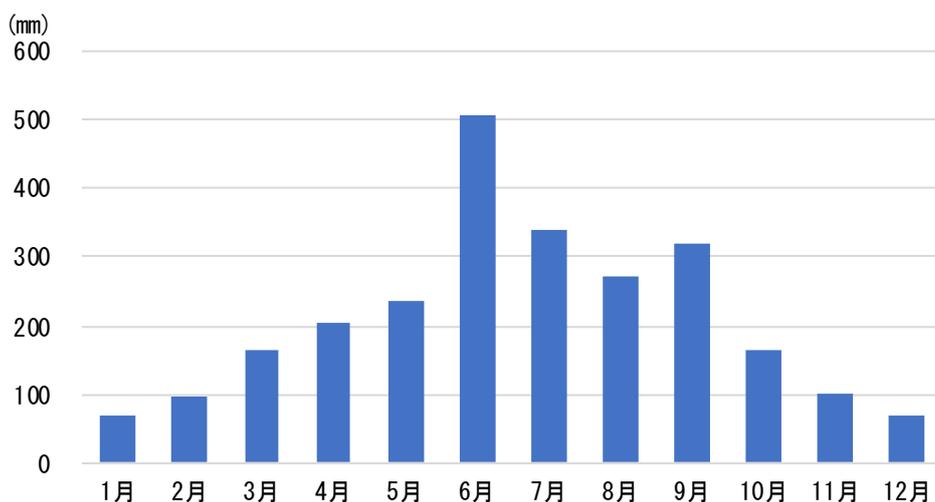


図9 新富町（西都市観測所）の降水量データ

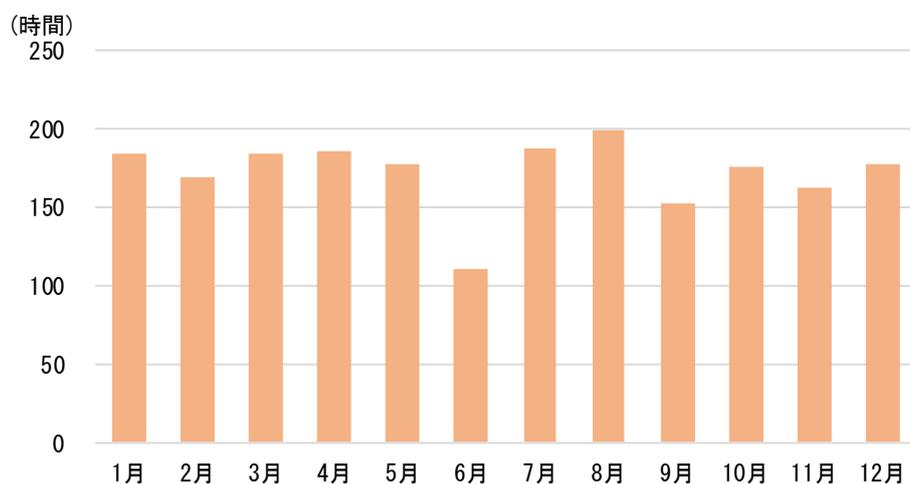


図10 新富町（西都市観測所）の日照時間データ

(3) 土地利用

本町の2022（令和4）年1月1日現在の地目別民有地面積は、畑が30.3%と最も多く、次いで田が25.8%、山林が23.6%、雑種地が4.9%、その他が2.5%となっています。

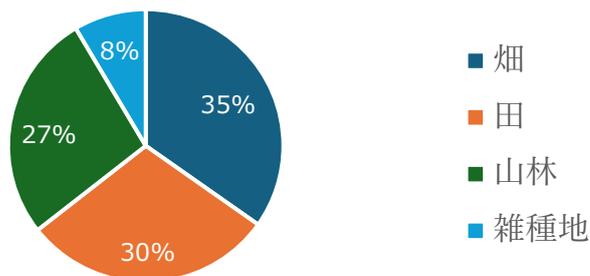


図11 地目別民有地面積の割合

出典：宮崎県_県内市町村一覧より作成

(4) 人口・世帯数

本町の2020(令和2)年の人口は16,654人、世帯数は6,430世帯である。人口は減少傾向にあり、1990(平成2)年と比べると約1割減少しています。一方、世帯数は増加しており、単身世帯が増加していると考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の将来人口は、2030(令和12)年に14,594人、2045年に11,421人と推計されています(報告書「日本の地域別将来推計人口－平成27(2015)～57(2045)年－(平成30年推計)」)。

西暦 (年)	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
和暦 (年)	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口 (人)	18,085	18,037	19,058	18,608	18,092	17,373	16,654
世帯数 (世帯)	5,127	5,443	6,077	6,305	6,362	6,376	6,430

表 10 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査より作成

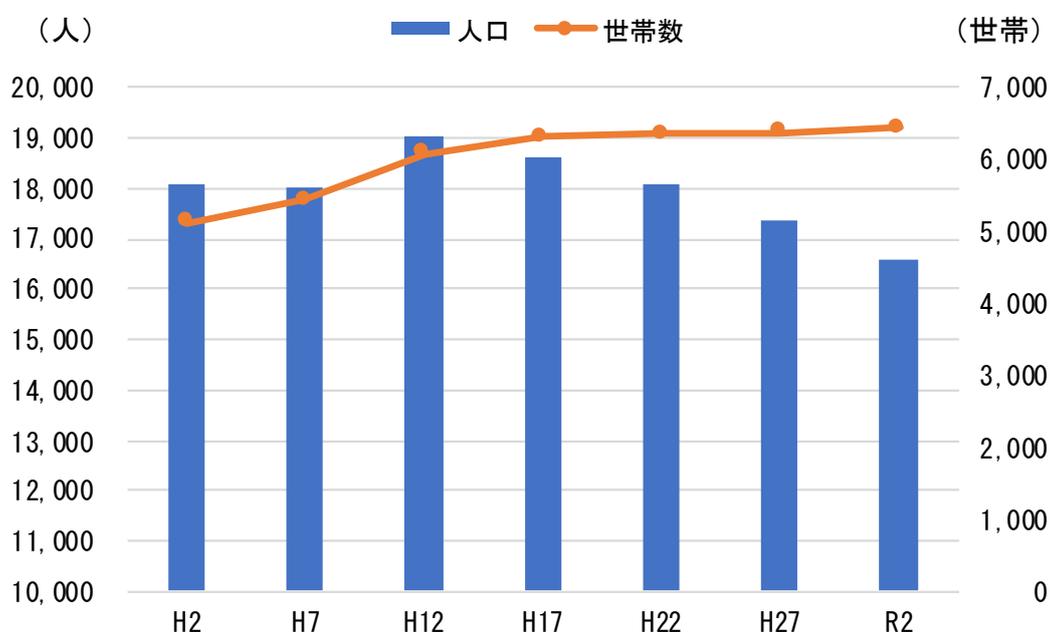


図 12 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査より作成

(5) 産業

① 産業別就業人口

2015(平成27)年度の産業別就業人口は、第1次産業が1,739人(19.1%)、第2次産業が1,816人(20.0%)、第3次産業が5,530人(60.8%)となっています。1985(昭和60)年からの推移では、就業人口は第1次産業と第2次産業が減少傾向であり、第3次産業は2005(平成17)年まで増加し、その後10年は減少しています。合計では2000(平成12)年時点でピークとなり、その後減少傾向であるが、1985(昭和60)年から35年間では10%程度の増減で維持しています。

産業分類		昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
第1次産業	農業	2,848 31.6%	2,602 28.1%	2,360 24.7%	2,043 20.6%	1,950 19.7%	1,667 18.2%	1,645 18.1%
	林業	12 0.1%	6 0.1%	8 0.1%	9 0.1%	4 0.0%	16 0.2%	18 0.2%
	漁業	108 1.2%	88 1.0%	81 0.8%	58 0.6%	57 0.6%	76 0.8%	76 0.8%
	計	2,968 32.9%	2,696 29.1%	2,449 25.6%	2,110 21.3%	2,011 20.3%	1,759 19.2%	1,739 19.1%
第2次産業	鉱業	24 0.3%	13 0.1%	14 0.1%	14 0.1%	10 0.1%	4 0.0%	4 0.0%
	建設業	739 8.2%	777 8.4%	876 9.2%	860 8.7%	764 7.7%	626 6.8%	626 6.9%
	製造業	1,252 13.9%	1,549 16.7%	1,447 15.1%	1,487 15.0%	1,320 13.3%	1,311 14.3%	1,186 13.0%
	計	2,015 22.3%	2,339 25.3%	2,337 24.4%	2,361 23.8%	2,094 21.1%	1,941 21.2%	1,816 20.0%
第3次産業		4,038 44.7%	4,224 45.6%	4,772 49.9%	5,452 54.9%	5,793 58.5%	5,434 59.4%	5,530 60.8%
計		9,021 99.96%	9,259 100.0%	9,558 100.0%	9,923 100.0%	9,898 99.9%	9,134 99.8%	9,085 99.9%
分類不能		4 0.0%	0 0.0%	3 0.0%	0 0.0%	12 0.1%	20 0.2%	10 0.1%
合計		9,025	9,259	9,561	9,923	9,910	9,154	9,095

表 11 産業別就業人口の推移(上段:人口(人)、下段:割合(%))

出典:国勢調査より作成

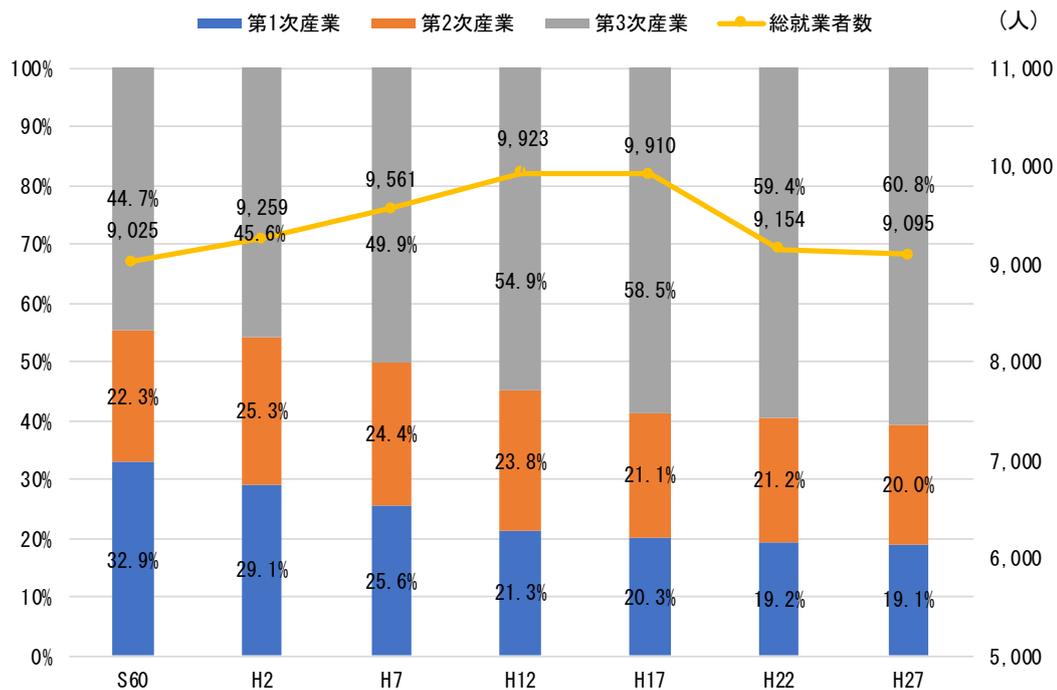


図 13 産業別就業人口の推移

出典：国勢調査より作成

② 事業所数

2016（平成 28）年度の事業所数は、第 1 次産業が 21 事業所（5.6%）、第 2 次産業が 152 事業所（34.8%）、第 3 次産業が 461 事業所（59.6%）となっています。

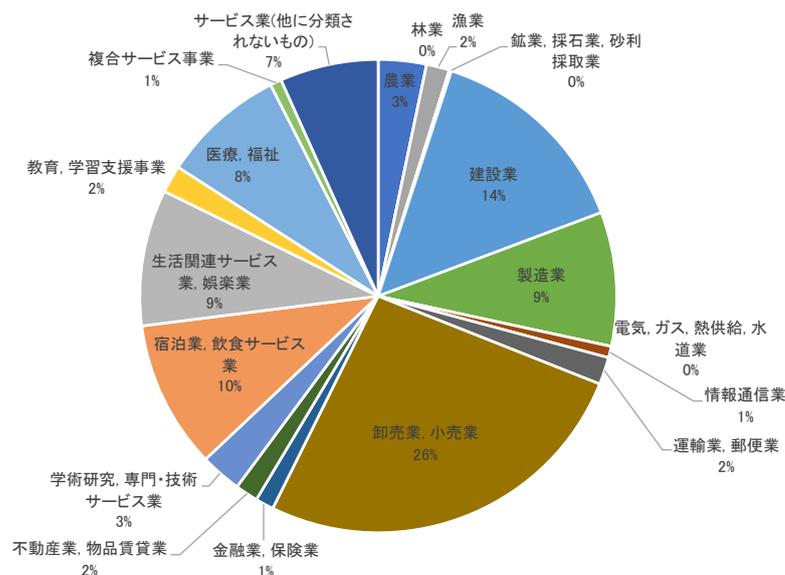


図 14 産業別事業所数

出典：2016（平成 28）年経済センサスより作成

		事業所数 (事業所)	従業者数	
			(人)	割合 (%)
第1次産業	農業	21	215	4.4%
	林業	0	0	0.0%
	漁業	10	57	1.2%
	計	31	272	5.6%
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	3	0.1%
	建設業	92	376	7.7%
	製造業	59	1,315	27.1%
	計	152	1,694	34.8%
第3次産業	電気, ガス, 熱供給, 水道業	0	0	0.0%
	情報通信業	5	9	0.2%
	運輸業, 郵便業	12	177	3.6%
	卸売業, 小売業	169	970	20.0%
	金融業, 保険業	8	100	2.1%
	不動産業, 物品賃貸業	10	39	0.8%
	学術研究, 専門・技術サービス業	18	55	1.1%
	宿泊業, 飲食サービス業	65	290	6.0%
	生活関連サービス業, 娯楽業	60	238	4.9%
	教育, 学習支援事業	12	48	1.0%
	医療, 福祉	54	743	15.3%
	複合サービス事業	5	43	0.9%
	サービス業(他に分類されないもの)	43	183	3.8%
	公務(他に分類されるものを除く)	-	-	0.0%
計	461	2,895	59.6%	
合計	644	4,861	100%	

表 12 産業別事業所数

出典：2016（平成 28）年経済センサスより作成

③ 各産業の特性

ア 農業

(ア) 経営体数

本町の農業経営体は 607 経営体で、うち家族経営体が 584 経営体、団体経営体が 26 経営体となっています。

水田地帯では、「コシヒカリ」を主体とした早期水稻とピーマン・胡瓜・トマト等の施設野菜、畑地帯では、茶・だいこん等の栽培の他、養鶏・肉用牛・酪農など畜産が盛んで「野菜と畜産の町」として県下に誇る農業の町であります。

		経営体数
農業経営体		607
	個人経営体	581
	団体経営体	26
	法人経営	26
農業経営体（耕作）		736
	稲作	261
	麦類作	19
	雑穀	20
	いも類	91
	豆類	2
	工芸農作物	26
	野菜類	296
	果樹類	17
	花き・花木	4
	農業経営体（畜産）	
	酪農	7
	肉用牛	103
	養豚	6
	採卵鶏	27
	ブロイラー	6

表 13 農業経営体数

出典：2020（令和2）年農林業センサス、令和3年新富町調査より作成



写真3 新富町の畜産（左）と野菜（右）

出典：新富町

(イ) 耕地面積

本町の耕地面積は、2,160ha あり、町の総面積の 35.1%を占める。耕地の 49.1%は畑地となっています。

(ウ) 家畜飼養状況

本町の畜産では、肉用牛の飼養が盛んで、103 戸 7,885 頭が飼養されています。また、採卵鶏は 27 戸 1,417,000 羽が飼養されています。

酪農		肉用牛		豚	
経営体数 (戸)	頭数(頭)	経営体数 (戸)	頭数(頭)	経営体数 (戸)	頭数(頭)
6	762	103	7,885	3	172
採卵鶏		ブロイラー			
経営体数 (戸)	出荷羽数(羽)	経営体数 (戸)	出荷羽数(羽)		
28	1,417,000	6	273,000		

表 14 家畜飼養状況

出典：2021（令和 3）年新富町事務事業報告書より作成

イ 水産業

南からは黒潮に伴う流れが流入し、北からは豊後水道から南向きの海流が流入してきています。また、一ツ瀬川が海に栄養豊富な水を運んでいて、良い漁場となっています。一般に釣り漁業、ひき縄漁業、はえ縄漁業といった釣る漁業が中心で、一部では底びき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業といった網漁業が行われています。

西暦（年）	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
和暦（年）	H20	H21	H22	H23	H24	H25
海・漁獲量(t)	209	180	127	92	156	227
西暦（年）	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	
和暦（年）	H26	H27	H28	H29	H30	
海・漁獲量(t)	126	129	98	97	133	

表 15 新富町の漁獲量の推移

出典：海面漁業生産統計調査より作成

ウ 商業

本町には、卸売業が 27 事業所、小売業が 266 事業所あります。

卸売業			
事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	
27	142	X	

小売業			
事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m ²)
266	704	X	X

表 16 卸売業及び小売業の状況

出典：2016（平成 28）年経済センサスより作成

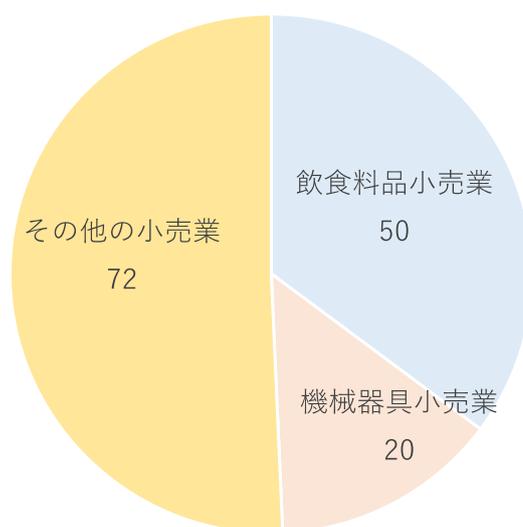


図 15 小売業の業種別事業所数（単位：事業所）

出典：2016（平成 28）年経済センサスより作成

エ 工業（製造業）

本町には、製造業の事業所（従業者数 4 人以上）が 23 事業所あり、そのうち最も多いのが食料品製造業で 7 事業所、全体の 30%を占めています。

産業中分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額 (万円)	粗付加 価値額 (万円)
食料品製造業	7	425	954,600	227,511
飲料・たばこ・飼料製造業	3	37	30,585	17,541
繊維工業	1	24	X	X
石油製品・石炭製品製造業	1	4	X	X
プラスチック製品製造業	3	75	83,308	25,960
窯業・土石製品製造業	1	19	X	X
金属製品製造業	3	72	94,868	57,552
生産用機械器具製造業	2	37	X	X
業務用機械器具製造業	1	64	X	X
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	1	280	X	X
合計	23	1,037	2,427,126	666,643

**表 17 製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額及び粗付加価値額
(従業者 4 人以上の事業所)**

出典：2018（平成 30）工業統計調査より作成

(6) 交通

① 空路

隣接する宮崎市に宮崎空港があり、東京—宮崎間 1 時間 30 分、大阪—宮崎間 1 時間、福岡—宮崎間 40 分で接続しています。なお、宮崎空港から新富町へ電車（宮崎空港—日向新富町）で 20 分または車で 30 分となります。

② 道路

車を利用する場合は、東九州自動車道を利用し、西都インターチェンジで降りた後、一般道を約 10 分で新富町役場に至ります。西都インターチェンジまでは福岡から約 4 時間、熊本から約 3 時間、鹿児島からは約 2 時間 20 分を要します。

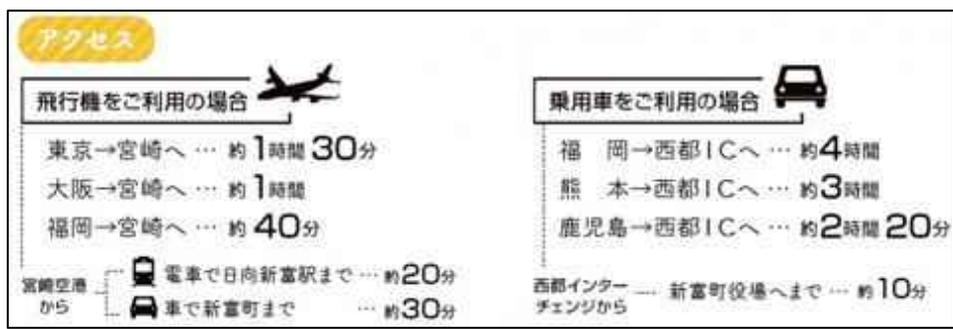


図 16 新富町の交通アクセス

出典：新富町_観光情報

③ 自動車

本町の自動車保有台数は、2024（令和6）年3月末現在で7,374台となっており、そのうち乗用車及び軽乗用車が5,486台で、全体の74.4%を占めています。

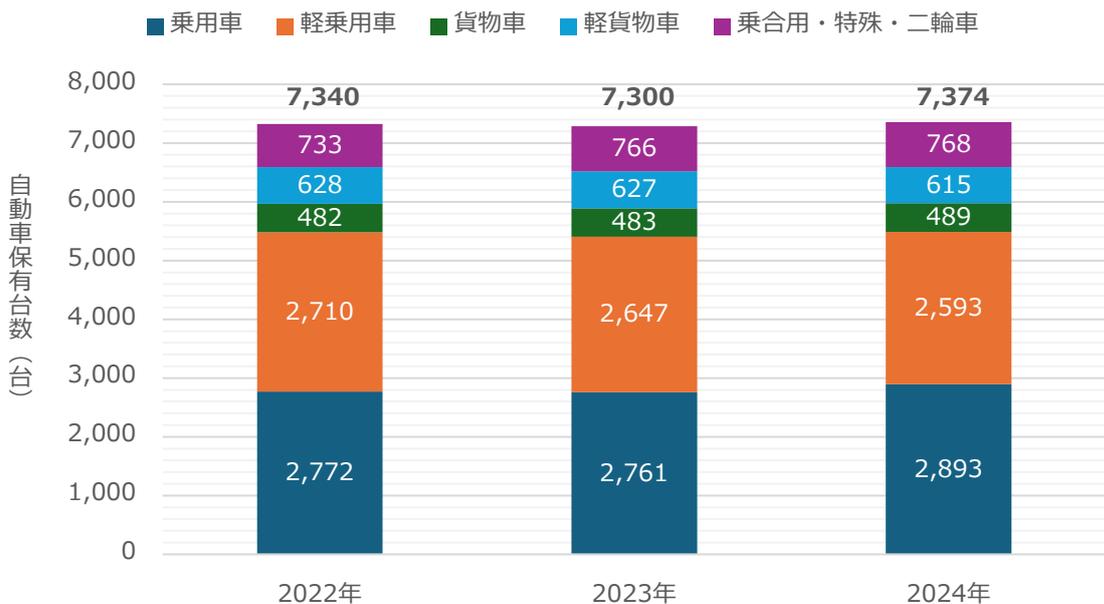


図 17 自動車保有台数の推移

出典：宮崎県_統計年鑑

(7) ごみ

本町のごみ排出量は、2022（令和4）年度で4,856.34トンとなっており、概ね減少傾向となっています。2018（平成30）年度から2022（令和4）年度の推移を見ると、収集量が341.94トン、直接搬入量が17.1トン減少しています。



図 18 ごみ排出量の推移

出典：新富町_一般廃棄物処理基本計画より作成

(8) 再生可能エネルギー導入状況

本町の再生可能エネルギー導入設備容量の実績は、太陽光発電とバイオマス発電となっており、2022年度（令和4年度）時点の導入容量は、太陽光発電の10kW未満が5,335kW、10kW以上が29,582kW、バイオマス発電が49kW、合計が34,966kWとなっています。

	区域の再生可能エネルギーの導入設備容量 [kW]								
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
太陽光発電（10kW未満）	3,087	3,463	3,781	4,026	4,249	4,527	4,738	4,942	5,335
太陽光発電（10kW以上）	14,227	19,197	23,592	25,293	25,911	27,124	27,962	29,246	29,582
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ※2	0	0	0	0	0	0	49	49	49
再生可能エネルギー合計	17,314	22,660	27,373	29,319	30,160	31,651	32,749	34,236	34,966

※1：再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は、本カルテの値に含まれません。

※2：バイオマス発電の導入設備容量は、FIT・FIP制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いています。

図 19 区域の再生可能エネルギーの導入設備容量

出典：環境省_自治体排出量カルテ

2 温室効果ガス排出量

(1) 推計方法

本計画の温室効果ガス排出量の推計については、都道府県・市町村の部門別CO₂排出量の現況推計等資料「自治体排出量カルテ（2024年3月、環境省）」を活用しています。

(2) 推計結果

本町における温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度以降減少傾向にあり、2021（令和3）年度には101,370t-CO₂となっています。現況年度の2021（令和3）年度は、基準年度である2013（平成25）年度の排出量と比較すると、48.8%減少しています。

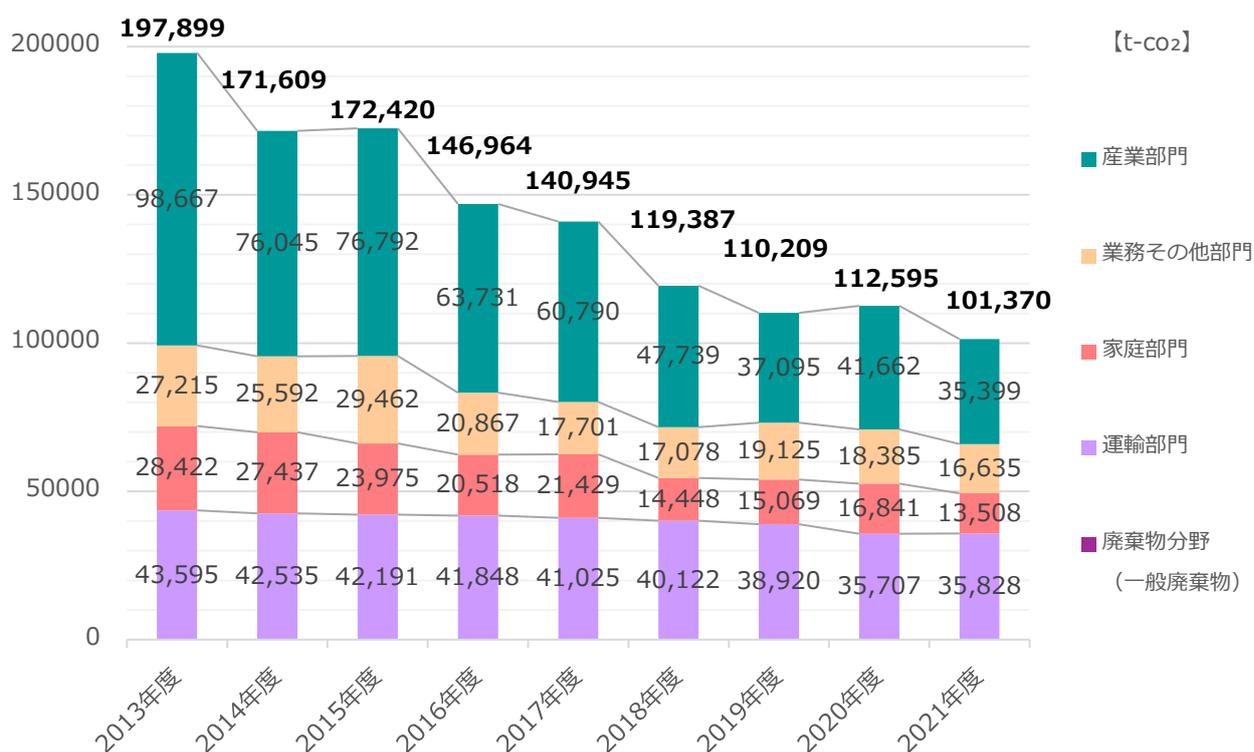


図 20 部門・分野別 CO₂排出量の推移

出典：環境省_自治体排出量カルテより作成

2021（令和3）年度の部門・分野別 CO₂排出量の構成比をみると、産業部門と運輸部門の排出量比率が35%と高く、産業部門では、製造業が26%、運輸部門では、自動車は34%と大半を占めている状況であります。

部門・分野	年度ごとの二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)									
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
	基準 年度								現況 年度	構成比
産業部門	98,667	76,045	76,792	63,731	60,790	47,739	37,095	41,662	35,399	35%
製造業	69,897	64,575	63,528	49,787	48,694	36,997	26,232	32,012	26,465	26%
建設業・鉱業	1,000	848	802	774	767	661	622	634	637	1%
農林水産業	27,770	10,622	12,462	13,170	11,329	10,081	10,241	9,016	8,297	8%
業務その他部門	27,215	25,592	29,462	20,867	17,701	17,078	19,125	18,385	16,635	16%
家庭部門	28,422	27,437	23,975	20,518	21,429	14,448	15,069	16,841	13,508	13%
運輸部門	43,595	42,535	42,191	41,848	41,025	40,122	38,920	35,707	35,828	35%
自動車	42,167	41,177	40,876	40,591	39,823	39,014	37,846	34,692	34,811	34%
旅客	21,112	20,278	20,167	19,980	19,719	19,278	18,616	16,288	15,775	16%
貨物	21,055	20,899	20,709	20,611	20,104	19,736	19,230	18,404	19,036	19%
鉄道	1,428	1,358	1,315	1,257	1,202	1,108	1,074	1,015	1,017	1%
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%
合計	197,899	171,609	172,420	146,964	140,945	119,387	110,209	112,595	101,370	100%
基準年度比	—	13.3%	12.9%	25.7%	28.8%	39.7%	44.3%	43.1%	48.8%	

※構成比は、四捨五入の関係で合計が100%になっていません。

図 21 部門・分野別 CO₂排出量の構成比 (2021 年度)

出典：環境省_自治体排出量カルテより作成

(3) 国及び県との部門・分野別 CO₂排出構成の比較

本町の 2021（令和 3）年度の部門別排出構成を見ると、産業部門が 35%、運輸部門が同じく 35%、次いで業務その他部門が 16%、家庭部門が 13%、廃棄物分野（一般廃棄物）が 0%となっており、国や宮崎県と比較すると、運輸部門の占める割合が大きいことが特徴となっています。

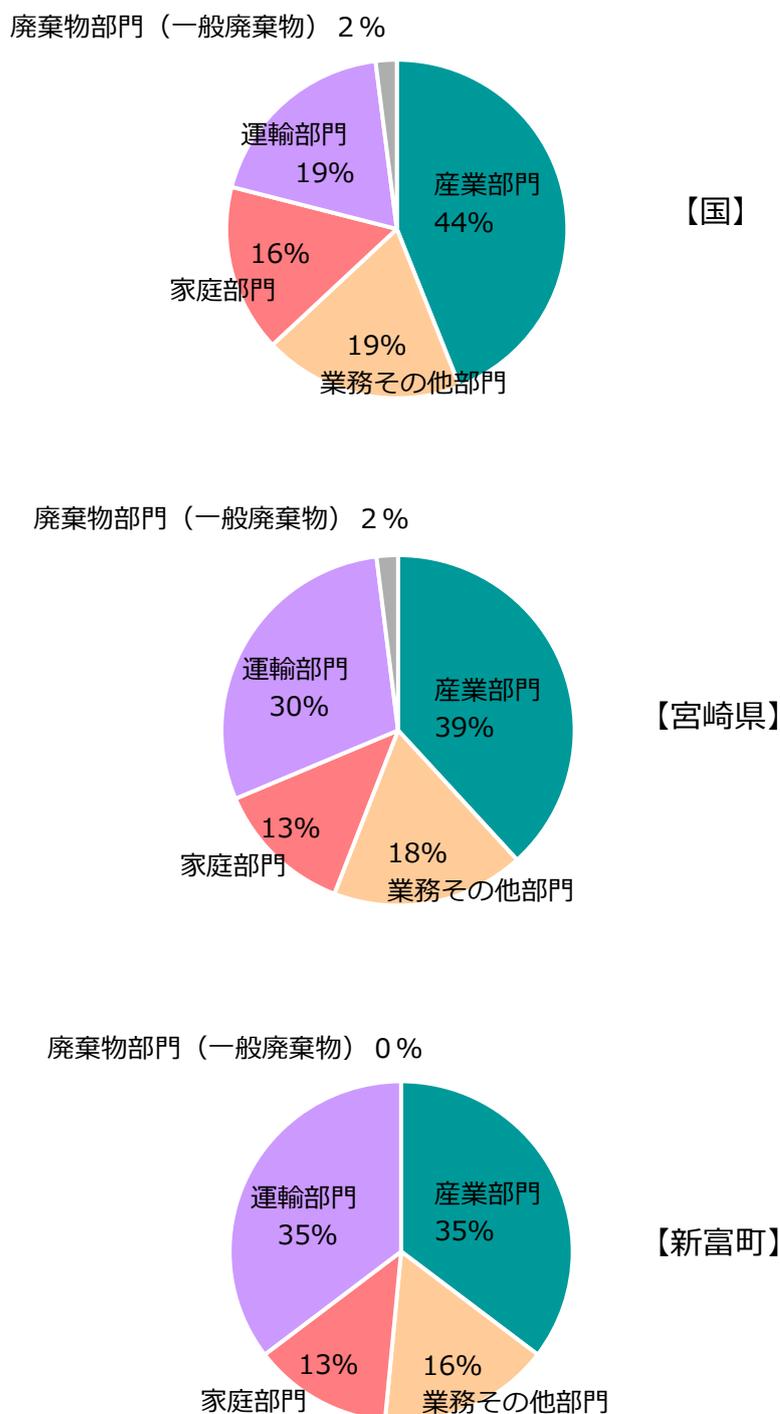


図 22 2021 年度の部門・分野別 CO₂排出構成

出典：環境省_自治体排出量カルテより作成

3 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

(1) 導入ポテンシャルとは

地域に存在する各種エネルギーの賦存量（設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量）のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いたエネルギー資源量を示します。

(2) 検討対象の再生可能エネルギー

本計画において、検討対象の再生可能エネルギーは以下に示すとおりです。

区分	種類	概要
発電分野	太陽光発電	太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換して発電する方法です。
	風力発電	風のエネルギーを電気エネルギーに変換して発電する方法です。
	中小水力発電	水が高い所から低い所に落ちる時の高速・高圧の水の流れを利用して発電する方法です。
	バイオマス発電	バイオマス（植物や動物のような生物から得られる資源）を直接燃焼したり、ガス化して発電する方法です。
熱分野	太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを集熱器に集め、空気や水などの温度をあげて暖房や給湯に利用します。
	地中熱利用	夏は外気より温度の低い地中に熱を放熱し、冬は外気より温度の高い地中から熱を採熱することで、冷暖房や給湯に利用します。

表 18 検討対象の再生可能エネルギーの種類

(3) 種類別の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

太陽光発電、風力発電、中小水力発電、太陽熱、地中熱の導入ポテンシャルについては、環境省の「REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）」（以下「REPOS」という。）で公表されている値を採用し、バイオマス発電については、別途既存資料に基づいた推計を行っています。

① 太陽光発電（建物系）

太陽光発電（建物系）の導入ポテンシャルは、約 125MW となっており、建物の多い役場周辺の国道 10 号線沿いでポテンシャルが高くなっています。

種類	設備容量 (MW)	年間発電量 (MWh/年)
太陽光発電 (建物系)	125.339	171,500.191

表 19 太陽光発電（建物系・土地系）の導入ポテンシャル

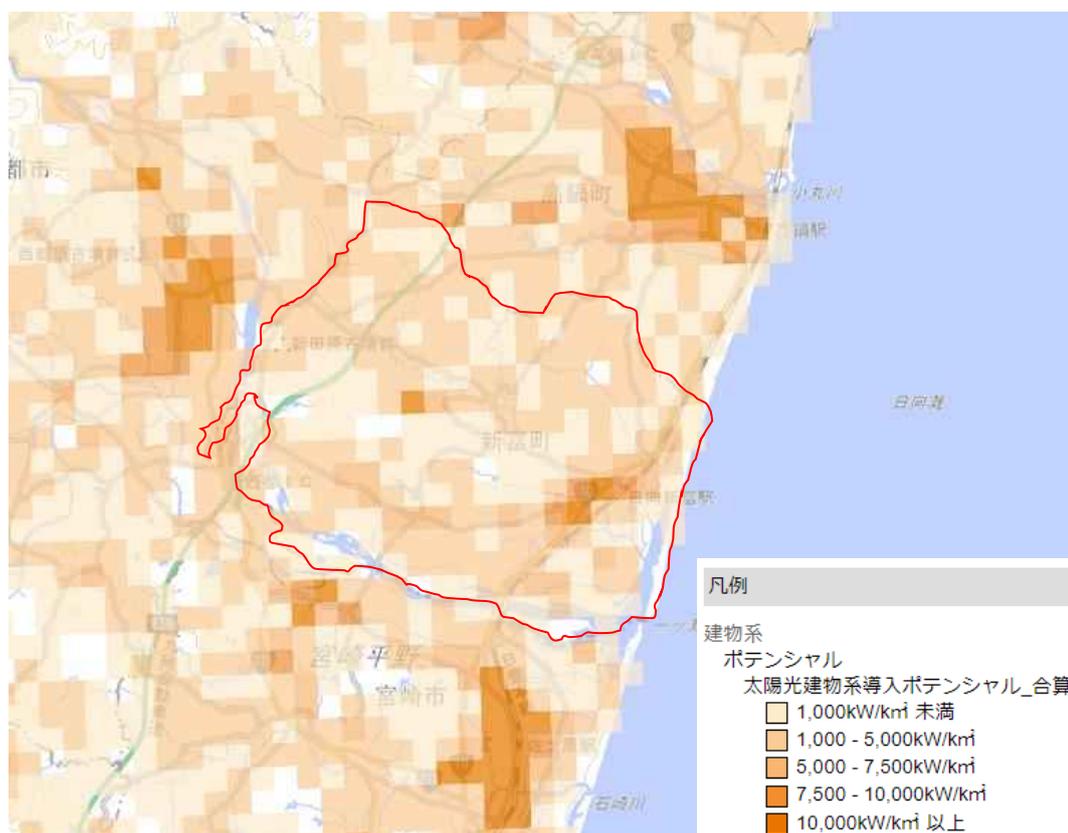


図 23 太陽光発電（建物系）の導入ポテンシャル状況

出典：環境省_再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)

② 太陽光発電（土地系）

太陽光発電（土地系）の導入ポテンシャルは、約 517MW となっています。太陽光発電（土地系）は、耕地（田・畑）、耕作放棄農地等への設置を想定したものであり、北西部高台の畑地や東南部の平坦な水田地周辺で導入ポテンシャルが高くなっています。

種類	設備容量 (MW)	年間発電量 (MWh/年)
太陽光発電 (土地系)	517.307	706,301.049

表 20 太陽光発電（建物系・土地系）の導入ポテンシャル

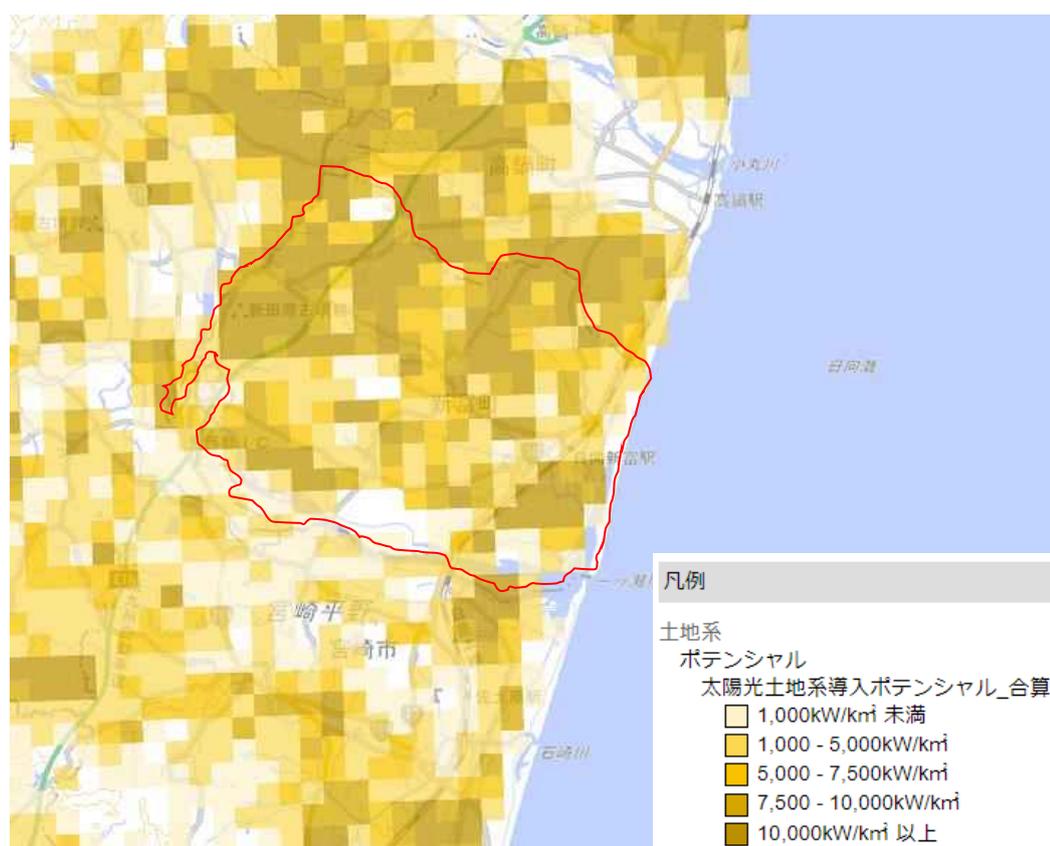


図 24 太陽光発電（土地系）の導入ポテンシャル状況

出典：環境省_再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)

③ 風力発電（陸上）

種類	設備容量（MW）	年間発電量（MWh/年）
風力発電（陸上）	—	—

※事業採算性等の理由から REPOS ではポテンシャルが示されていません。

表 21 風力発電（陸上）の導入ポテンシャル

④ 中小水力発電

種類	設備容量（MW）	年間発電量（MWh/年）
中小水力発電	—	—

※事業採算性等の理由から REPOS ではポテンシャルが示されていません。

表 22 中小水力発電の導入ポテンシャル

⑤ バイオマス発電（廃棄物系）

種類	年間発電量（MWh/年）
乳用牛	1,117.000
肉用牛	10,430.000
鶏	6,843.000
豚	223.000
し尿	89.000
合計	18,702.000

※バイオマス発電の導入ポテンシャルは、別途既存資料に基づいた数値です。

表 23 バイオマス発電の導入ポテンシャル

⑥ 太陽熱利用

太陽熱利用の導入ポテンシャルは、年あたり約 110,005GJ となっており、役場国道 10 号線周辺でポテンシャルが高くなっています。

種類	年間発電量 (GJ/年)
太陽熱利用	110,005.197

表 24 太陽熱利用の導入ポテンシャル

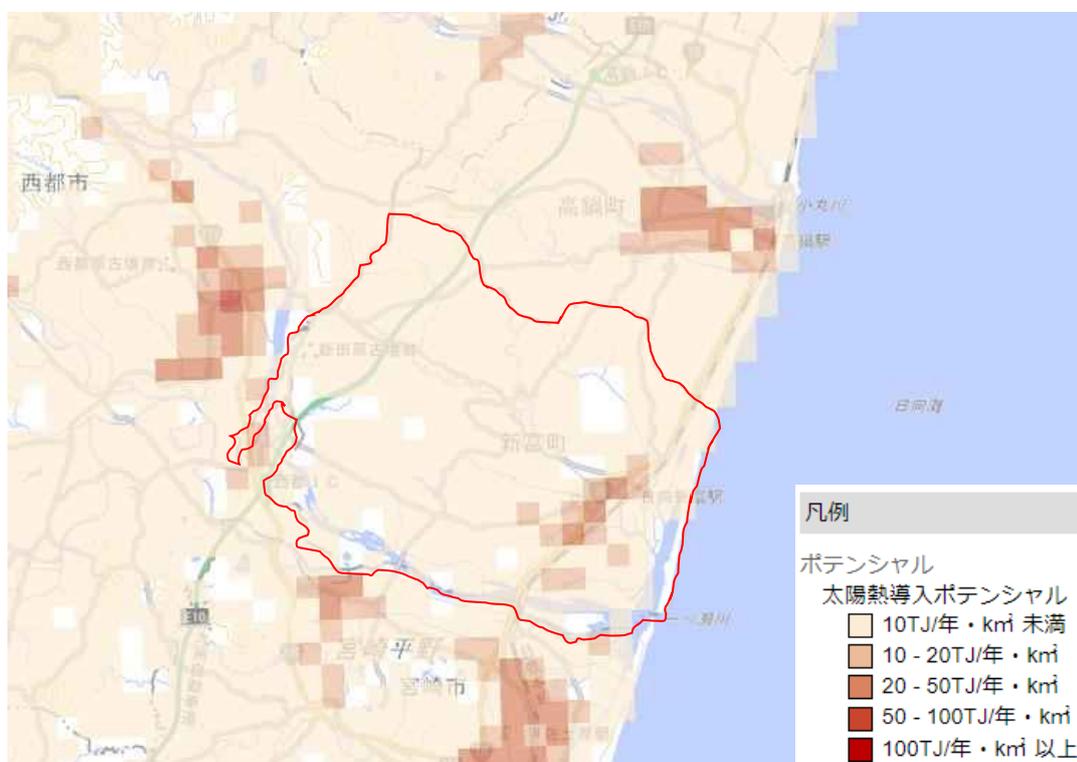


図 25 太陽熱利用の導入ポテンシャル状況

出典：環境省_再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)

⑦ 地中熱利用

地中熱利用の導入ポテンシャルは、年あたり約 808,090GJ となっており、東南部、国道 10 号線周辺でポテンシャルが高くなっています。

種類	年間発電量 (GJ/年)
地中熱利用	808,090.438

表 25 地中熱利用の導入ポテンシャル

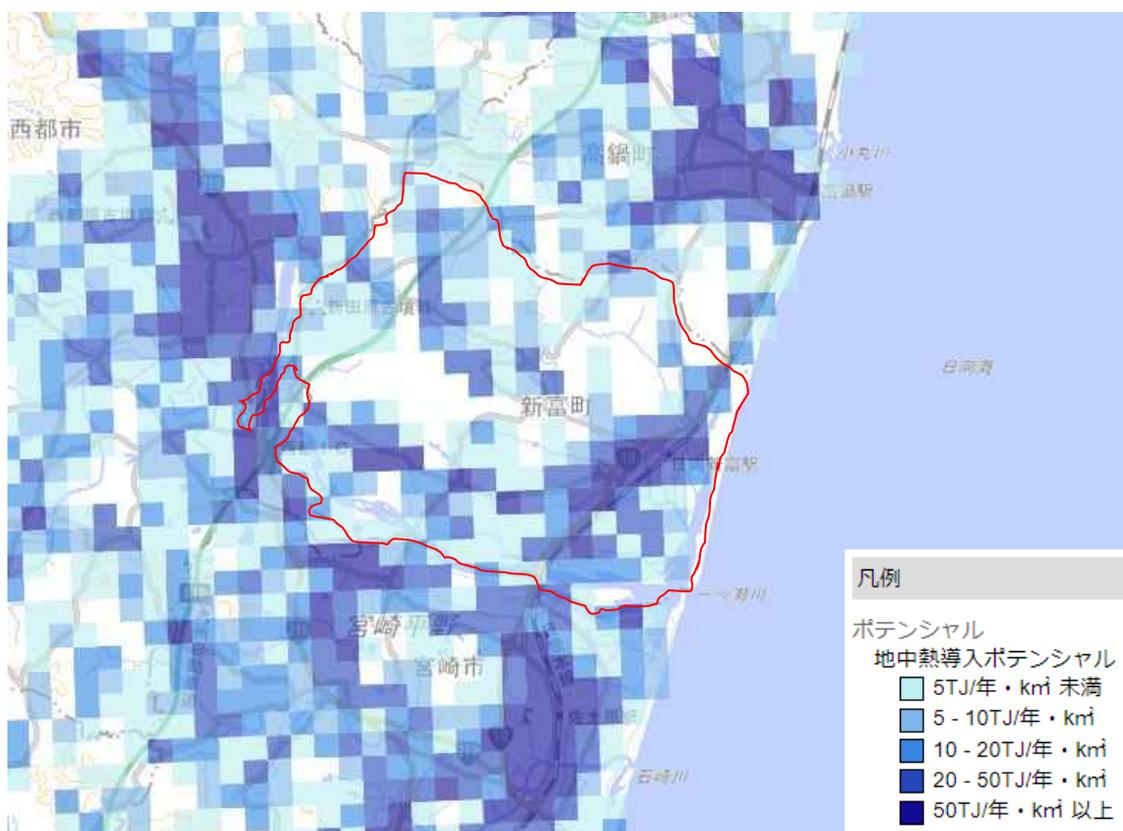


図 26 地中熱利用の導入ポテンシャル状況

出典：環境省_再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)

(4) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル一覧

【発電分野】

種類		設備容量 (MW)	年間発電量 (MWh/年)	
太陽光	建物系	官公庁	1,227	1,674.889
		病院	0.304	414.833
		学校	1.541	2,104.176
		戸建住宅等	29.097	40,092.911
		集合住宅	0.432	589.344
		工場・倉庫	1.313	1,792.363
		その他建物	91.404	124,801.161
		鉄道駅	0.022	30.514
	計	125.339	171,500.191	
	土地系	最終処分場	0.000	0.000
		耕地	449.636	613,921.080
		荒廃農地	67.404	92,032.478
		ため池	0.267	347.491
	計	517.307	706,301.049	
小計		642.646	877,801.240	
風力	陸上	—	—	
中小水力	河川	—	—	
バイオマス	廃棄物系	牛	—	1,117.000
		肉用牛	—	10,430.000
		鶏	—	6,843.000
		豚	—	223.000
		し尿	—	89.000
小計		—	18,702.000	
合計		642.646	896,503.000	

表 26 再生可能エネルギー導入ポテンシャル（発電分野）

【熱利用分野】

種類	年間発電量 (GJ/年)
太陽熱利用	110,005.197
地中熱利用	808,090.438
合計	918,095.635

表 27 再生可能エネルギー導入ポテンシャル（熱利用分野）

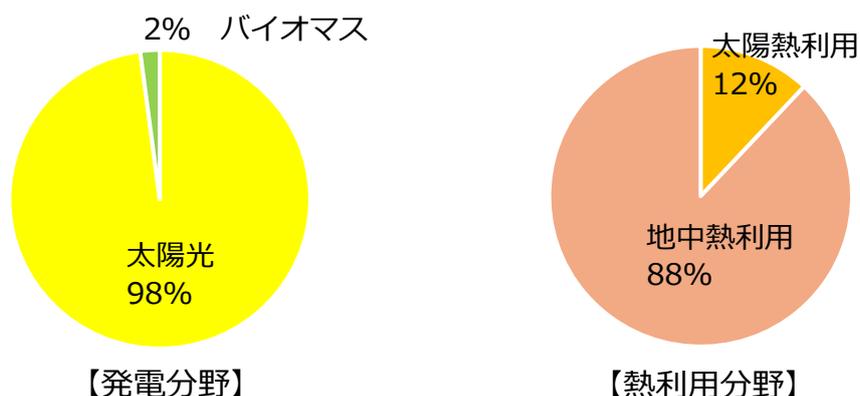


図 27 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの割合

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルにおける発電分野の割合は、太陽光発電が 98%を占めており、熱利用分野の割合は地中熱利用が 88%を占めています。

(5) 再生可能エネルギーの導入可能性評価

ポテンシャル、コスト、メリット、デメリットの 4 つの観点に基づいて、再生可能エネルギーの導入可能性の評価については、次のとおりです。

【評価：◎ 可能性が高い ○可能性がある △可能性が低い】

区分	発電分野			
	太陽光発電	風力発電	中小水力発電	バイオマス発電
ポテンシャル	日照条件に恵まれており、ポテンシャルが高い。	REPOSではポテンシャルが示されていない。	REPOSではポテンシャルが示されていない。	バイオマスについて、ポテンシャルはあるが少ない。
コスト	比較的安価。	大型設備の導入が前提となるため、コストは高い。	導水路等の土木設備の建設が必要となるため、コストは高い。	燃料となる資源の購入や運搬が必要となるため、コストは高い。
メリット	屋根等の未利用スペースや農地等を活用でき、災害時などに非常用電源としても活用ができる。	夜間でも発電することができる。	電力を安定的に供給することができる。	廃棄物を燃料に使う場合、循環型社会の構築に繋がる。
デメリット	気候条件によって発電量が左右される。	環境アセスメントの実施や地元住民との調整が必要となる。	河川流況の調査や水利権の調整が必要となる。	資源が広い地域に分散しており、収集や運搬にコストがかかる。
評価	◎	△	△	○

表 28 再生可能エネルギー導入の評価（発電分野）

区分	熱利用分野	
	太陽熱利用	地中熱利用
種類	太陽熱利用	地中熱利用
ポテンシャル	日照条件に恵まれており、ポテンシャルが高い。	本町の高台では、一部で利用が可能、平坦な箇所では、広域で利用可能なため、ポテンシャルがやや高い。
コスト	比較的安価。	掘削する必要があるためコストは高い。
メリット	給湯や空調に利用することができる。	地下に設備を埋設するため、熱供給が安定している。
デメリット	気候条件によって熱供給が左右される。	初期コストが高く、設備費用の回収期間が長い。
評価	◎	○

表 29 再生可能エネルギー導入の評価（発電分野）

太陽光発電と太陽熱利用の導入可能性が高くなっており、このうち太陽光発電については、電気を作ることができるため汎用性が高く、広範な建物に利用できる点や農地など、設置場所が多岐にわたります。一方で、太陽熱利用は給湯や空調の利用に限定されることから、本町において

導入可能性がもっとも高い再生可能エネルギーは、太陽光発電

となります。



図 28 太陽光発電設備導入イメージ

出典：環境省_太陽光発電の導入支援サイトパンフレットより作成

4 現状分析と課題の整理

地域特性、温室効果ガス排出量、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて分析を行い、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた「再生可能エネルギー導入対策」及び「省エネルギー対策」の現状と課題の整理を行いました。

区分	現状	課題
再生可能エネルギー導入対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日照条件に恵まれています。 ◆ 固定価格買取制度の買取価格の低下や大規模な太陽光発電施設の適地の減少が予想されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発電した電力を自ら使う自家消費型の太陽光発電についても導入の促進を図っていく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大規模な太陽光発電の導入には初期費用及び維持管理費用に負担がかかります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太陽光発電のさらなる導入拡大を図るための手法として、初期費用や維持管理費用のかからないPPAモデルの導入方式を検討していく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地球温暖化に起因する災害が各地で発生しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設へ自立・分散型電源として蓄電池を備えた太陽光発電を導入し、防災拠点や避難場所の防災機能向上を図っていく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太陽光発電による発電電力量は、年々増加傾向にありますが、本町においては、太陽光発電の導入ポテンシャルが最も高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政が率先的に公共施設への再生可能エネルギーによって作られた電力の導入を進め、導入効果の情報発信に努めることで、再生可能エネルギー設備の設置が難しい住民に対して、再生可能エネルギーの普及促進を図っていく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本町の農業については後継者不足により、今後の耕作放棄地の増加が懸念されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 営農型太陽光発電を行うことで、後継者不足の解消及び土地の有効活用を図っていく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太陽光発電に比べてその他の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは低くなっていますが、脱炭素化に向け、地域での再生可能エネルギーの最大限導入が望まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 太陽光発電以外の各種再生可能エネルギーについても、導入に向けた検討を進めていく必要があります。

省エネルギー対策	◆ 2050年の脱炭素社会の実現にあたっては、再生可能エネルギーの最大限導入だけではなく、徹底した省エネを推進し、エネルギー消費量の削減に取り組むことが重要となります。	◆ 町民及び事業者のエネルギーに対する意識を高め、エネルギー消費量を可能な限り抑えること、自分たちが消費するエネルギーを自ら作り出し、無駄なく効率良く使うなど、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促していく必要があります。
	◆ 温室効果ガス排出量の割合は、産業部門及び運輸部門の割合が高くなっています。	◆ 省エネルギーの推進を促すとともに、今後の技術動向を踏まえながら、民間事業者との連携による対策の展開を図っていく必要があります。また、運輸部門の温室効果ガス排出量の削減に向けて、電気自動車（EV）をはじめとした環境に優しい自動車の普及促進や、充電インフラの整備を図って行く必要があります。
	◆ 家庭部門の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、脱炭素社会の実現にあたっては、町民の取組が必要不可欠になってきます。	◆ 家庭部門のさらなる温室効果ガス排出量削減に向けて、省エネ性能がより高い家電製品の購入や、建物の断熱性能の向上等を促していく必要があります。
	◆ 本町における移動手段は、電車・バスなどの公共交通機関や自転車・徒歩と比較し、自家用車の利用が主となっています。	◆ 公共交通機関の利用や本町が運営するEVバスを活用した地域コミュニティバスなどの利用、自転車の利用・徒歩移動等、自家用車の利用抑制を図っていく必要があります。
	◆ ごみの排出量は、若干ではあるが減少傾向で推移しています。	◆ 廃棄物分野の温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、4Rを推進し、食品ロスや生ごみ、プラスチックごみを削減・再利用することで循環型社会の実現を図っていく必要があります。

表 30 現状と課題の整理

第3章 本計画の目標

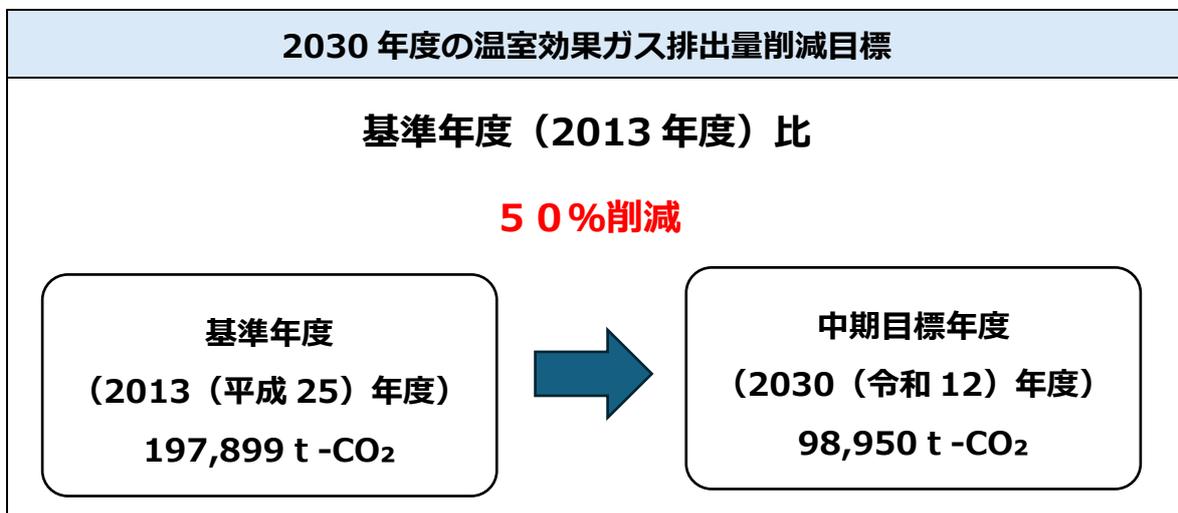
1 温室効果ガス排出量削減目標

本町は、2023（令和5）年12月に地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取組を意欲的に展開するため、町民や事業者などと連携し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しています。

国においては、2021（令和3）年10月に地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されています。

宮崎県では、計画期間を2030（令和12）年度までの10年間とする第4次の「宮崎県環境基本計画」が2021（令和3）年3月に策定され、省エネルギー・省資源の推進に加え、恵まれた日照環境や豊富な農林水産資源を生かした再生可能エネルギーの導入や森林吸収量の確保などに積極的に取り組むことで、温室効果ガスを2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比50%削減する目標を掲げています。

本町においても、町民・事業者・行政が一体となって、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるため、国や県の温室効果ガス削減目標に準じた削減目標を設定することとします。



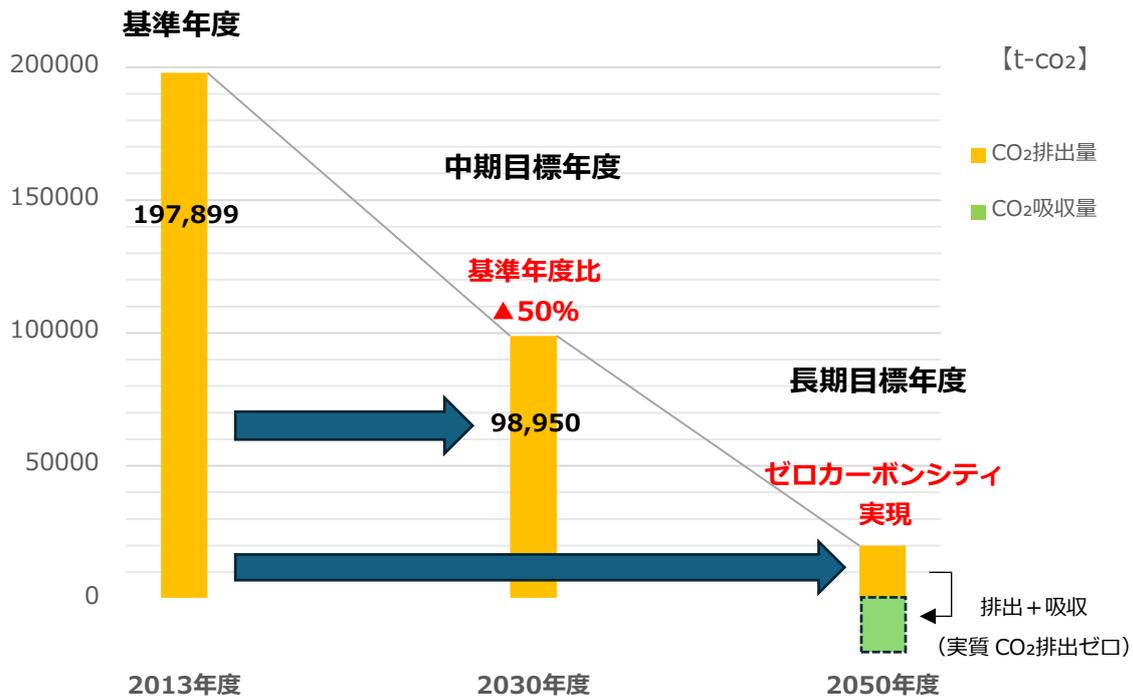


図 29 温室効果ガス排出量削減目標イメージ

2 再生可能エネルギー導入目標

国は、「第6次エネルギー基本計画」において、2030（令和12）年度におけるエネルギー需給の見通しとして、電源構成における再生可能エネルギーの割合を36～38%程度を見込んでいます。

また、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、カーボンニュートラルの実現に向けて2050年度におけるエネルギー需給の参考値として電源構成における再生可能エネルギーの割合を50～60%程度として議論を進めています。

このことを踏まえ、本町においては、将来、電気自動車の普及、AI技術の設備導入などが進むことにより電力需要が3割程度増加するという予測から2030（令和12）年度時点でも2050年度に向かって線形的に電力需要が増加することを加味した再生可能エネルギーによる発電電力量を目標に設定します。

その目標に向けた再生可能エネルギーの導入設備として、これまでの導入実績や導入ポテンシャル等の観点から太陽光発電の導入を進めていきます。

なお、2050年の脱炭素社会の実現に向けては、太陽光発電のさらなる導入拡大とともに、バイオマス発電などのその他の再生可能エネルギーについても、今後の状況等を見みながら、導入を視野に検討していきます。

2030年度の再生可能エネルギー導入目標	
再生可能エネルギー導入による発電電力量	49,300MWh

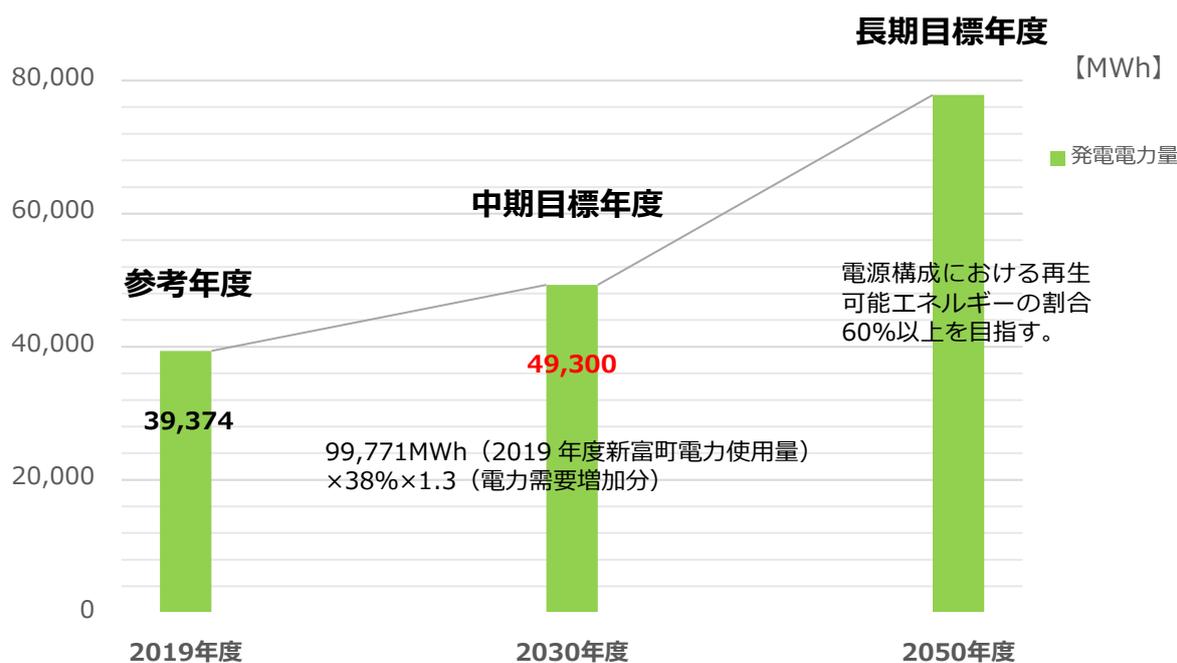


図 30 再生可能エネルギーによる発電電力量目標イメージ

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する施策

1 施策の概要

(1) 主体となる施策

本町の温室効果ガス排出削減等に向け、5つの施策を展開していきます。

施策1	太陽光発電設備の導入推進
	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設への太陽光発電の導入推進 ② 補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入拡大 ③ PPA モデルなどの情報発信 ④ 営農型太陽光発電の導入推進 ⑤ 地域と共生した太陽光発電事業の実施 ⑥ 再生可能エネルギーによって作られた電力への率直的な切り替え
施策2	その他の再生可能エネルギーの導入検討
	<ul style="list-style-type: none"> ① その他の再生可能エネルギーの導入検討 ② バイオマス発電の導入検討 ③ 地域循環共生圏に基づいた再生可能エネルギーの導入検討
施策3	徹底した省エネルギー対策の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネルギー型設備・機器設置の推進 ② 農業における脱化石燃料及び温室効果ガス排出量削減の推進 ③ ZEH・ZEB の導入拡大 ④ LED 照明の導入推進 ⑤ 省エネルギーの家電製品の購入や建物の断熱化の促進 ⑥ 公共施設における温室効果ガス排出量の削減 ⑦ 環境に優しい自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の普及促進 ⑧ エコドライブの普及促進 ⑨ 地域公共交通の利用促進
施策4	ごみ排出量の削減
	<ul style="list-style-type: none"> ① 5Rの推進 ② ごみの減量化・資源化に向けた普及促進 ③ プラスチックごみの排出抑制に向けた普及促進 ④ 生ごみの削減に向けた普及促進
施策5	環境学習及び地域活動の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境学習と交流の拠点整備の実施 ② 環境学習・環境保全活動の実施 ③ 企業などの事業者や教育機関等と連携した地球温暖化対策の推進

表 31 5つの施策

(2) 施策に対する各主体の役割

温室効果ガス排出量の削減にあたっては、住民生活や経済活動が密接に関係しているため、町民・事業者・行政はそれぞれの役割を認識し、一体となって取組を進めていくことが重要となります。

◆ 町民

一人ひとりがすぐにできる取組を着実に行動に移していくとともに、日常生活に起因している温室効果ガス排出量の削減に努めます。

◆ 事業者

事業者が地球温暖化対策に取り組むとともに、オフィスや工場等への省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を進め、事業活動における温室効果ガス排出量の削減に努めます。

◆ 行政

町民や事業者と協力・連携し、地球温暖化対策に取り組むほか、率先して地域全体の温室効果ガスを削減するための施策を主導します。

2 施策の具体的な取組

目標達成に向けた温室効果ガス排出削減等の施策の具体的な取組について、施策ごとに示しています。

施策1 太陽光発電設備の導入推進

【行政の取組】

① 公共施設等への太陽光発電の導入推進

文化会館、体育館施設等の公共施設での太陽光発電の導入を検討するとともに、太陽光発電設備を導入の際には、災害時等や夜間においても電力を利用できるように、蓄電池の導入も合わせて検討します。

加えて、公共施設等に設置した太陽光発電設備や蓄電池の効果等を積極的に発信することで、町民や事業者へ取組を波及させていきます。



写真4 新富町西体育館（左）と新富町総合交流センター（右）

出典：新富町

② 補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入拡大

国や県の補助制度について情報発信を行い、また、再生可能エネルギー導入に対する新たな支援も視野に入れるとともに、町民及び事業者への再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

③ PPA モデルなどの情報発信

PPA モデルなど、太陽光発電設備や蓄電池等の設備導入方式について、それぞれの家庭や事業所のニーズに応じて最適な手法を選択できるように、情報発信するなど、太陽光発電設備等のさらなる導入促進を図ります。

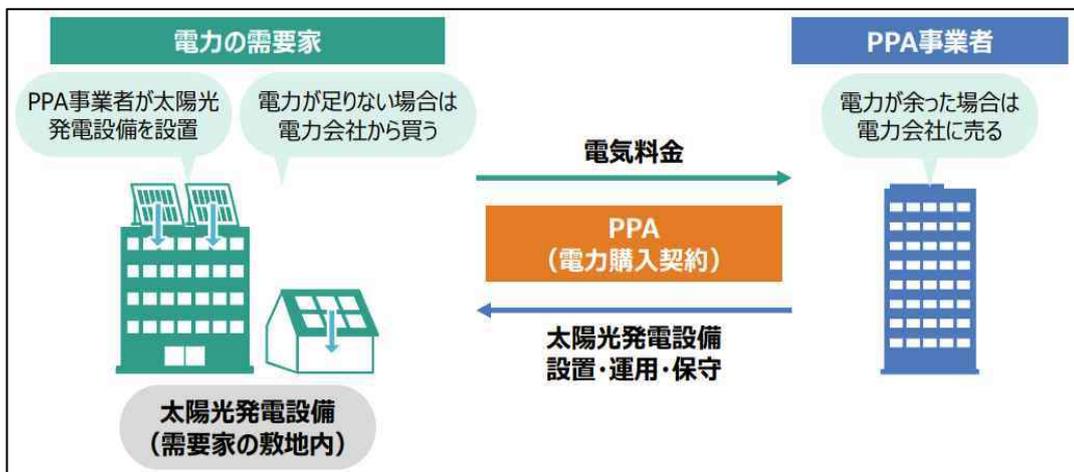


図 31 自家消費型 PPA モデル

出典：環境省_再エネ調達のための太陽光発電設備導入について

④ 営農型太陽光発電の導入推進

営農型太陽光発電は、農地の有効活用や農業収入の安定化が期待できることから、情報収集に努め、関係機関と連携し、導入推進を図ります。



写真5 畑上部にパネル設置（左）とパネル下で耕運作業（右）

出典：農林水産省_営農型太陽光発電について資料

⑤ 地域と共生した太陽光発電事業の実施

太陽光発電設備の設置にあたっては、近年、全国的に、環境や景観上の懸念から地域住民との関係が悪化したり、暴風や豪雨などにより予期せぬ被害が発生したりするなど、様々な問題が顕在化しています。そのため、太陽光発電施設を設置しようとする事業者に対して、「新富町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」及び関係法令に基づき、事前に災害発生リスクや地域への影響等を適切に把握するとともに、地域の理解を得ながら適正に設置・管理するよう働きかけを行い、太陽光発電事業が地域と共生したものとなるように取組ます。

⑥ 再生可能エネルギーによって作られた電力への率先的な切り替え

太陽光発電を中心として再生可能エネルギーの最大限導入に向けて取組まします。また、順次、公共施設において使用する電力を再生可能エネルギーによって作られた電力へ率先的な切り替えを推進するとともに、家庭や事業所への波及を図り、2050年のゼロカーボンシティの実現に繋がります。

【町民の取組】

- ◆ 住宅を新築・改築の際は、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ◆ PPAモデルなどによる太陽光発電設備の導入を検討します。

- ◆ 太陽光発電設備を導入する際は、蓄電池の導入も合わせて検討します。
- ◆ 契約している電力会社を変更する際は、再生可能エネルギーの比率の高い電力会社を検討します。

【事業者の取組】

- ◆ 事業所や工場を新設・改修する際は、太陽光発電設備の導入を検討します。
- ◆ PPA モデルによる太陽光発電設備の導入を検討します。
- ◆ 農業経営を行う事業者が太陽光発電設備を導入する際は、営農型太陽光発電を検討します。
- ◆ 太陽光発電を導入する際は、蓄電池の導入も合わせて検討します。
- ◆ 駐車場を改修する際は、ソーラーカーポートの設置を検討します。
- ◆ 契約している電力会社を変更する際は、再生可能エネルギー比率の高い電力会社を検討します。

施策2 その他の再生可能エネルギーの導入検討

【行政の取組】

① その他の再生可能エネルギーの導入検討

導入ポテンシャルの最も高い太陽光発電以外の再生可能エネルギー（太陽熱利用や地中熱利用等）についても、技術開発の状況等の情報収集、設備導入事例等の調査に努め、本町での導入に向けた検討を行います。

② バイオマス発電の導入検討

本町では、2023（令和5）年から県、関係機関、地域の農家と連携し、畜産バイオマス発電の導入に向けた調査・研究を行っています。引き続き、調査・研究を継続して取り組むとともに、本町の生ごみ・食品残渣等も利用したメタン発酵によるバイオマス発電の導入に向けた検討を行います。

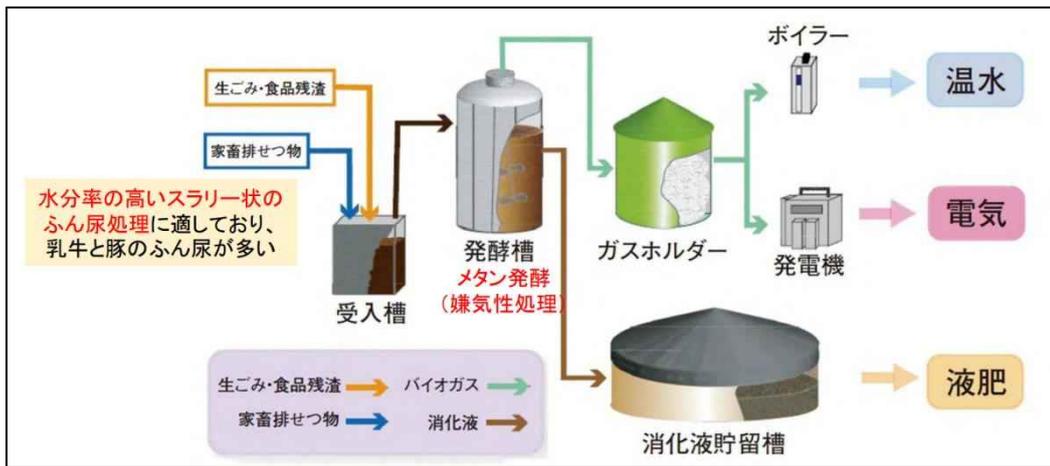


図 32 メタン発酵とバイオガス生産システム

出典：農林水産省_家畜排せつ物のメタン発酵によるバイオガスエネルギー利用資料

③ 地域循環共生圏に基づいた再生可能エネルギーの導入拡大

地域循環共生圏は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。地域の自治体・企業等相互の連携を強化し、地域固有の自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入拡大、地域にエネルギーを供給する仕組みの検討を行います。

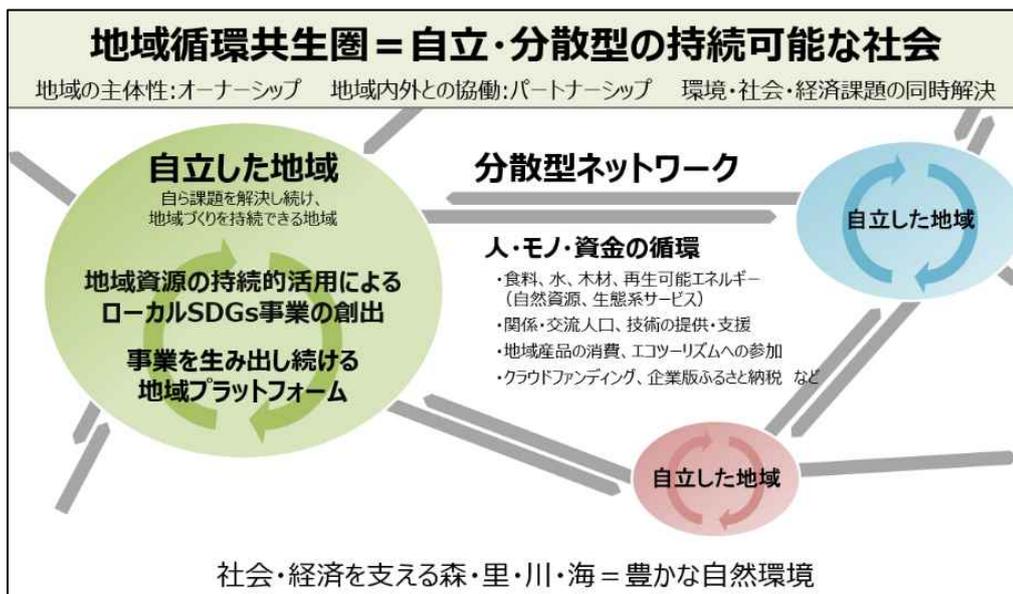


図 33 地域循環共生圏の概要

出典：環境省_環境省ローカルSDGs-地域循環共生圏-

施策3 徹底した省エネルギー対策の推進

【行政の取組】

① 省エネルギー型設備・機器設置の推進

脱炭素社会の実現に向けては、まず徹底した省エネを推進し、エネルギー消費量の削減に取り組むことが必要です。地域の事業者等が事業の用に供する設備については、排出削減等指針に基づく経済的に利用可能な最善の技術の導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診に加えて、ヒートポンプ式給湯器や燃料電池、EV等の設備導入や、高い省エネ性能を持つ設備機器等の導入を推進します。

② 農業における脱化石燃料及び温室効果ガス排出量削減の推進

営農時に消費する化石燃料の削減を図るため、農業機械の電化、ドローンやICT、無人技術を活用した省力化を進めるための情報収集を行い、営農者に対して情報提供します。

③ ZEH・ZEBの普及拡大

新築や建替の際に断熱性の向上や高効率機器の導入を図り、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及拡大を図ります。

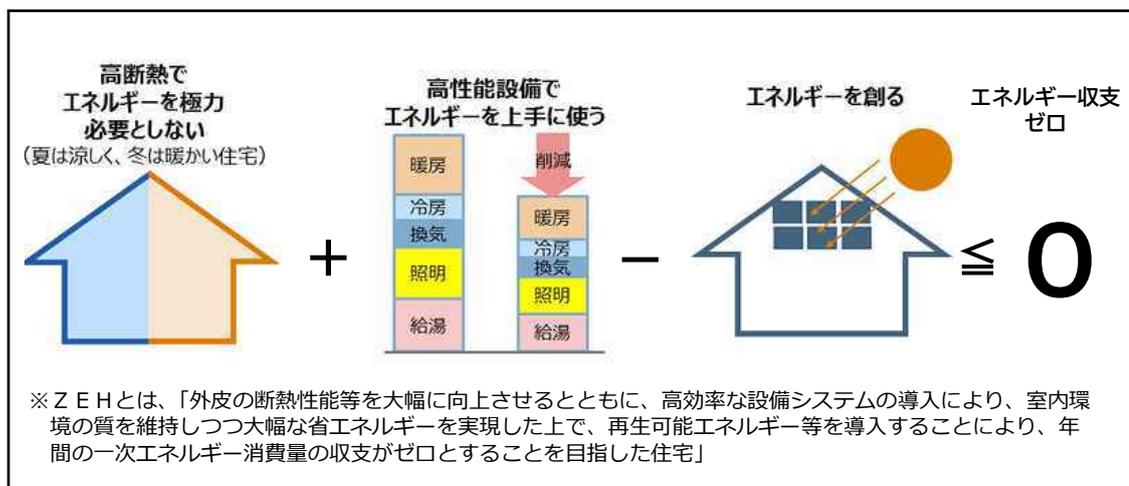


図34 ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

出典：資源エネルギー庁_家庭向け省エネ関連情報 ZEH より作成

④ LED 照明の導入推進

学校施設等の公共施設において、修繕・改修・新設の際に、電気使用量の削減によって温室効果ガス排出量の削減に繋がる LED 照明を導入するとともに、道路や公園等の街灯等において LED 照明への更新を計画的に実施します。

⑤ 省エネルギーの家電製品の購入や建物の断熱化の促進

省エネ行動のほか、日々使用する家電製品をはじめとする機器や設備については、省エネルギー性能の高い製品の購入、リフォーム時には建物の断熱化の促進を図ります。

⑥ 公共施設における温室効果ガス排出量の削減

今後も「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を基に、事務・事業における省エネ行動等を推進することにより、職員全体で公共施設における温室効果ガスの排出量削減を図ります。

区分	取組内容
省エネルギーの取組	<ul style="list-style-type: none">◆ パソコンやOA機器等の電気製品を使用しないときは、電源を切ります。◆ パソコン・プリンタ、コピー機等は、省電力モード（スリープ設定、モニター輝度の調整等）を活用して省エネルギーを図ります。◆ 冷暖房は適正温度で利用し、ブラインド、カーテン、断熱フィルム等を使って、窓からのふく射熱の出入りを上手にコントロールし、空調負荷の軽減を図ります。◆ 断続的に利用する会議室等の部屋の空調は、電源をこまめに切ります。◆ 春期・秋期には、窓を開放して通風を良くし、自然の風を積極的に利用します。◆ 昼休み、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯します。◆ 使用していない部屋の照明を消します。◆ 勤務時間外における事務室の照明は、必要な箇所以外消灯します。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 退庁時には、すべてのO A機器の電源断、照明器具の消灯を確認します。 ◆ クールビス・ウォームビスを励行します。 ◆ ノー残業デー（毎週水曜日）を徹底します。 ◆ 公用車の省エネ運転を心がけます。 ◆ アイドリングストップに努めます。 ◆ 通勤や日常生活における徒歩・自転車・公共交通による移動に心がけます。
省資源の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 庁内LANの活用を通じて情報を共有し、用紙の使用量を削減します。 ◆ 会議資料、文書等の電子化による配布・保存を心がけ、ペーパーレス化を図ります。 ◆ 両面印刷、両面コピーを徹底します。 ◆ 業務に支障のない範囲で、片面使用済み用紙の裏面利用を行います。 ◆ 手持ち資料や打ち合わせ資料は、簡素化に努めるとともに、縮小可能なものは縮小コピーや集約印刷を活用します。 ◆ 印刷物は、部数を必要最小限とします。 ◆ 使用済み封筒の再使用に努めます。 ◆ 日常的な節水の励行に努めます。
ごみ減量化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 排出するごみの量を意識し、減量化を図ります。 ◆ 消耗品や備品等は、むやみに買い替え等せず、可能な限り修繕等により、長く使用します。 ◆ 使い捨てのプラスチック製品等の購入、使用を控えます。 ◆ マイバック、マイ箸、マイボトルを利用します。 ◆ ごみの排出時、分別を徹底し、資源のリサイクルを図ります。 ◆ 施設の改築、改修等により発生するごみは、できるだけリユース・リサイクルに努め、廃棄物を可能な限り少なくします。 ◆ 用紙は、両面を利用するとともに、リサイクル回収を徹底します。 ◆ コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底します。

<p>公共施設等の設備保守管理に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理を行います。 ◆ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。 ◆ フロン、代替えフロンを使用している空調機器については、フロン排出抑制法に基づき、管理者として適正に管理を行います。
<p>公共施設等の設備導入・更新に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 電球等の照明器具・照明機器を更新するときは、LED化を推進します。 ◆ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。 ◆ 公用車の更新は、環境にやさしい低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等）を優先して購入します。 ◆ 公共施設は、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネルギー化等を十分検討して、維持管理・更新を行います。 ◆ 再生可能エネルギーを公共施設等へ率先的に導入します。
<p>グリーン購入・環境配慮に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 二酸化炭素排出係数が低い小売電気事業者と契約する環境配慮契約を検討・促進します。 ◆ 事務用品等の物品を購入する際は、原則としてエコマーク・グリーンマーク等の環境負荷の少ない製品を選択します。 ◆ 電気器具（照明器具、OA機器等）は、省エネ等の環境配慮がなされた製品を購入します。 ◆ 消耗品等の物品・サービスの購入に当たっても環境に配慮されたものを選択します。 ◆ 物品の修理・廃棄に当たっては、環境に配慮して処理される方法を選択します。

表 32 新富町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における取組

⑦ 環境に優しい自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の普及促進

災害発生時の非常用電源として活用可能な電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて、公用車の電動化を率先的に推進するとともに、公共施設等への急速充電設備の設置など、充電インフラの拡充を図ります。

⑧ エコドライブの普及促進

穏やかにアクセルを踏んで発進することや走行中は一定の速度で走行することなど、燃費の改善や温室効果ガス排出量の削減に繋がるエコドライブについて、町ホームページ、広報誌等を利用して普及促進を図ります。

⑨ 地域公共交通の利用促進

本町では、「誰もが気にせず行きたい場所へ行ける地域公共交通の実現」を目指し、コミュニティバス（EVバス）、デマンド型乗合タクシーを運行しています。引き続き、地域公共交通の利用促進を図るため、情報発信や運行路線の見直し、拡充等を行います。

るびなす号

時刻表

	1便目	2便目	3便目	4便目	5便目	6便目	7便目	8便目
① 新富町役場	8:30	9:30	10:30	11:30	13:30	14:30	15:30	16:30
② マルショク	8:32	9:32	10:32	11:32	13:32	14:32	15:32	16:32
③ 富田八幡	8:33	9:33	10:33	11:33	13:33	14:33	15:33	16:33
④ 高鍋信用金庫	8:35	9:35	10:35	11:35	13:35	14:35	15:35	16:35
⑤ コスモス	8:38	9:38	10:38	11:38	13:38	14:38	15:38	16:38
⑥ ナガノヤ	8:42	9:42	10:42	11:42	13:42	14:42	15:42	16:42
⑦ 今別府	8:45	9:45	10:45	11:45	13:45	14:45	15:45	16:45
⑧ 日向新富駅	8:47	9:47	10:47	11:47	13:47	14:47	15:47	16:47
⑨ 温泉センター	8:49	9:49	10:49	11:49	13:49	14:49	15:49	16:49
⑩ 新富郵便局・忠屋	8:54	9:54	10:54	11:54	13:54	14:54	15:54	16:54
⑪ おしかわ内科クリニック	8:58	9:58	10:58	11:58	13:58	14:58	15:58	16:58
⑫ トライアル	9:01	10:01	11:01	12:01	14:01	16:01	17:01	17:01
⑬ 新馬場	9:07	10:07	11:07	12:07	14:07	16:07	17:07	17:07
⑭ セミコンスポーツプラザ	9:11	10:11	11:11	12:11	14:11	16:11	17:11	17:11
⑮ 文化会館	9:13	10:13	11:13	12:13	14:13	16:13	17:13	17:13
⑯ 総合交流センターさらし	9:15	10:15	11:15	12:15	14:15	16:15	17:15	17:15

新富町コミュニティバス



ご乗車上の注意

新富町コミュニティバス「るびなす号」は市街地を巡回します。各停留所区間でもどこでも乗降できますので、手をあげて呼び止めていただく様です。交通渋滞などで若干の時間差がありますが、その際はご容赦いただきますようお願いいたします。

乗車定額は1乗車につき100円です。乗車時に料金ボックスにお納めください。運休は年末年始（12月31日から1月3日）です。

災害発生時の特別運休日がありますので、町HPなどの情報を確認してご利用ください。



※上記の停留所は乗合タクシーの停留所も兼ねております。

連絡先 新富町役場総合政策課 0983-33-6012

図 35 新富町コミュニティバス時刻表

出典：新富町



写真6 新富町コミュニティーバス（EV車）

出典：新富町

【町民の取組】

- ◆ 家電製品は、省エネルギー性能の高い製品の購入を検討します。
- ◆ 照明は、LED 照明の導入を検討します。
- ◆ 住宅を改築する際は、壁や窓の高断熱化を検討します。
- ◆ 住宅の新築や改築の際は、ZEH の導入を検討します。
- ◆ 自動車は、環境に優しい自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の購入を検討します。
- ◆ エコドライブを実践します。
- ◆ 車の使用を控え、なるべく徒歩や自転車を利用します。
- ◆ 地域公共交通機関を積極的に利用します。

【事業者の取組】

- ◆ 事業所の機器は、省エネルギー性能の高い機器の購入を検討します。
- ◆ 事業所の照明は、LED 照明の導入を検討します。
- ◆ 事業所を改修する際は、壁や窓の高断熱化を検討します。
- ◆ 事業所や工場を新設・改修する際は、ZEB の導入を検討します。
- ◆ 社用車は、環境に優しい自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の購入を検討します。
- ◆ エコドライブ実践します。
- ◆ 地域公共交通機関を積極的に利用します。

施策4 ごみ排出量の削減

【行政の取組】

① 5Rの推進

5R（Reduce：リデュース（減量）、Reuse：リユース（再利用）
Recycle：リサイクル（再生利用）、Refuse：リフューズ（発生回避）、
Repair：リペア（修理））を推進し、ごみの発生抑制と資源の有効利用を進め、環境への負荷が少ない循環型社会の実現を目指します。

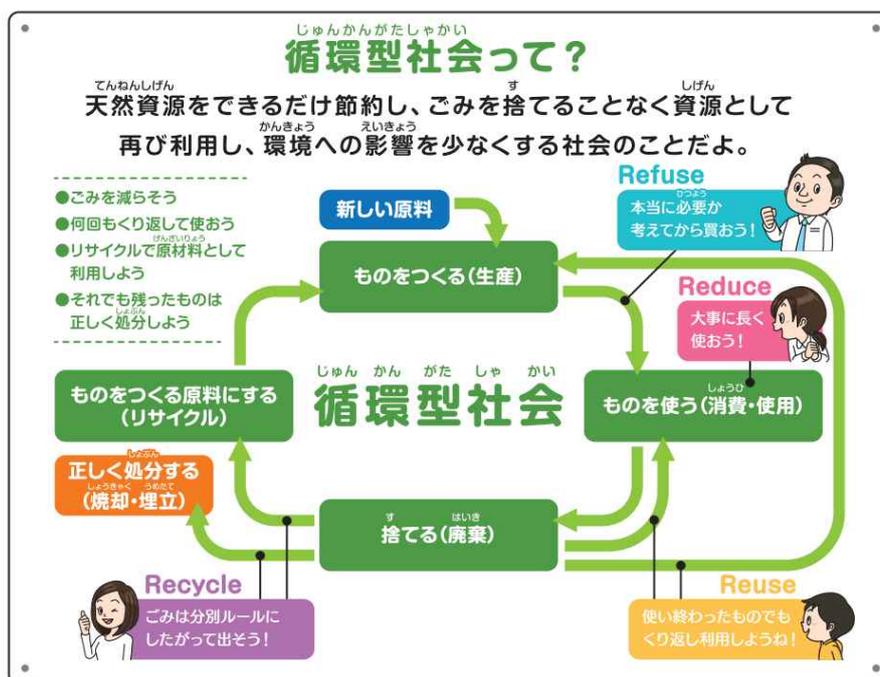


図 36 循環型社会の概要

出典：宮崎県_ごみ減量化テキスト

② ごみの減量化・資源化に向けた普及促進

現在、実施している集団・拠点回収による資源物ごみの収集や設置している小型家電回収ボックスの利用等、適切にごみの分別に向けた普及啓発を行います。

③ プラスチックごみの排出抑制に向けた普及促進

本町では、脱炭素社会の実現に向けた取組として、バイオマスプラスチック製ごみ袋を導入しています。また、温室効果ガスの排出源となるプラスチ

ックごみの排出削減のため、レジ袋等の使い捨てプラスチック製品の使用の抑制に向けた普及啓発を行います。

④ 生ごみの削減に向けた普及促進

生ごみの水切りの徹底、食品ロスの削減に向けた普及啓発を行うことで、生ごみの削減を図ります。

【町民の取組】

- ◆ 町が実施する集団・拠点回収に協力します。
- ◆ マイバッグやマイボトルの持参や環境負荷の小さい商品の購入に努めます。
- ◆ 買い物は、必要なものを必要な量だけ購入します。
- ◆ 繰り返し使える製品を利用します。
- ◆ 詰め替え商品や量り売りを利用します。
- ◆ プラスチック製容器包装など、適切にごみの分別を徹底します。
- ◆ 食事を残さないことや食べきれぬ量の買い物をするなど、食品ロス削減に努めます。
- ◆ 生ごみを燃えるごみとして出す際は、十分に水を切ってから出します。

【事業者の取組】

- ◆ 事業所から出るごみの量や発生要因を把握し、ごみの減量・資源化に努めます。
- ◆ 製造方法の見直しや素材の変更など、プラスチック廃棄物の削減に努めます。
- ◆ 不要な製品を買わないよう努めます。
- ◆ 繰り返し使える製品を利用します。
- ◆ 詰め替え商品や量り売りを利用します。
- ◆ 産業廃棄物等は、法令等に基づき適正に処分します。
- ◆ リユース等、消費者のごみの減量に資するサービス提供に努めます。

施策5 環境学習及び地域活動の推進

【行政の取組】

① 環境学習と交流の拠点整備の実施

本町では、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指しています。地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取組を地域住民、学校、事業者、行政が連携・協働し、意欲的に展開するため、町内公園等を整備し、環境学習と交流の場の充実を図ります。

② 環境学習・環境保全活動の実施

各小学校を対象に行っている環境学習を今後も継続的に実施するとともに、一般住民向けの環境学習及び環境保全活動を実施することで、地域住民の環境意識の向上を図ります。



写真7 小学校での環境学習（左）と富田浜海岸クリーン活動（右）

出典：新富町

③ 企業などの事業者や教育機関等と連携した地球温暖化対策の推進

本町は、これまで様々な企業と持続可能な地域社会の実現に向けた連携協定を締結しています。今後は、地域の脱炭素化に向けた取組の加速化を図るため、本町が企業などの事業者・教育機関等と地域課題を解決する包括連携協定を締結することによって、さらなる地球温暖化対策に取り組むことにより、地域の脱炭素化を図ります。

【町民の取組】

- ◆ 環境問題に関心を持ち、これまでのライフスタイルを見つめ直すとともに、できることから行動します。
- ◆ 環境学習セミナー等に参加することで、環境に関する理解を深めます。
- ◆ 事業者・行政と協働で、環境保全活動に取り組めます。

【事業者の取組】

- ◆ 環境学習セミナー等に参加することで、環境に関する理解を深め、社内の意識向上に努めます。
- ◆ 従業員への環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図ります。
- ◆ 町民・行政と協働で、環境保全活動に取り組めます。

第5章 本計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制

本計画を効果的に推進していくためには、町民・事業者・行政が自ら対策を講じていくとともに、連携・協働し、一体となって取組を進めていくことが重要となります。そのため、以下に示す体制によって本町の地球温暖化対策を推進します。

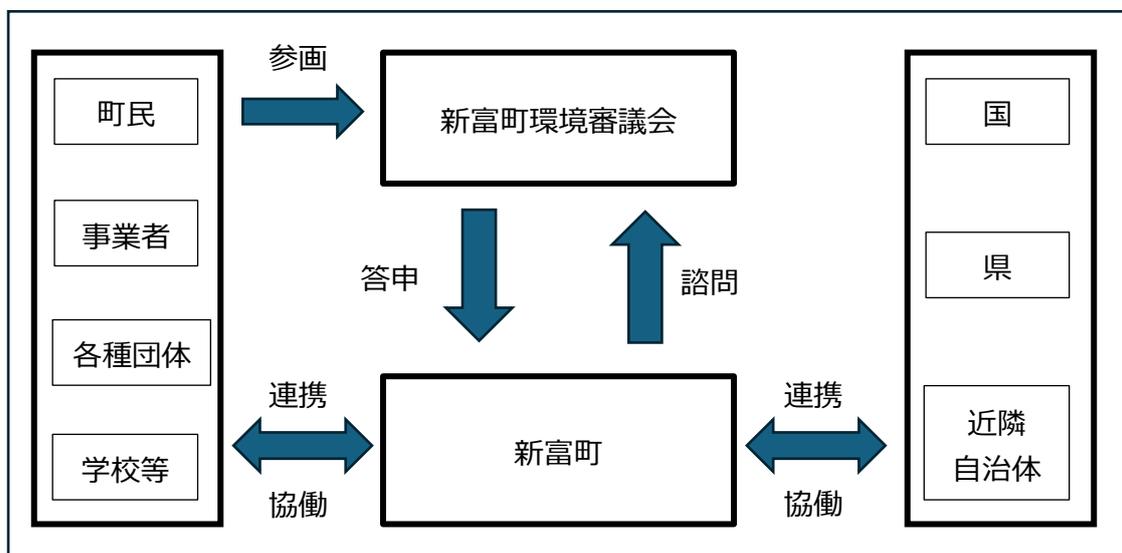


図 37 本計画における推進体制

◆ 新富町

新富町環境審議会を運営するとともに意見を計画に反映するよう努めます。また、各主体の中心となって連携・協働を図り、地球温暖化対策に関する諸施策の推進・検討・進行管理を行います。

◆ 新富町環境審議会

本町では、地球温暖化防止活動を含む環境保全に関する基本的事項を調査、審議する機関として「新富町環境審議会」を設置し、本町の環境行政に対する意見の聴取を行います。

◆ 国、県、近隣自治体

2050年の脱炭素社会の実現は、本町だけではなく、広範囲に及ぶ問題であるため、国・県・近隣自治体と連携・協働による地球温暖化対策の推進を図ります。

◆ 町民、事業者、各種団体、学校等

行政とともに取組を行っていく主体として、本町と相互に情報提供を行うことで今後の取組を円滑に進め、連携・協働による地球温暖化対策の推進を図ります。

2 進捗管理

本計画の進捗管理はPDCA サイクルに基づき、計画の実効性を高めていくために取組の継続的な改善と推進を行います。

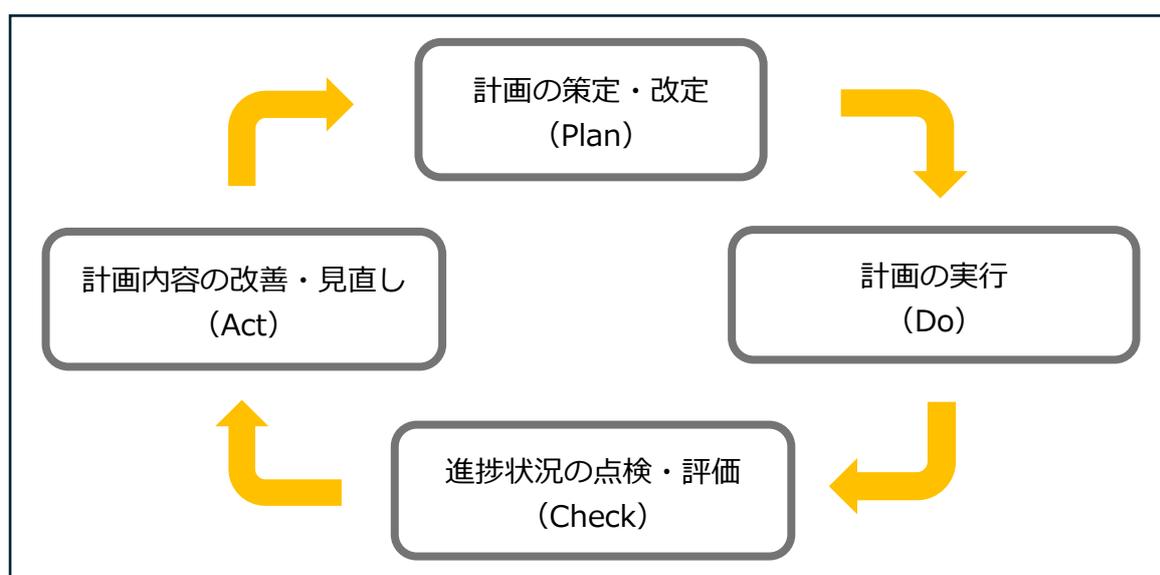


図 38 PDCA サイクルのイメージ

◆ 計画の策定・改定 (Plan)

本計画の策定や改定にあたり、目標の設定や具体的な施策の方針を掲げ、その実現を目指します。

◆ **計画の実行（Do）**

庁内の関係各課と調整を行い、計画に掲げた施策を実施します。

◆ **進捗状況の点検・評価（Check）**

毎年度、温室効果ガス排出量の算定を行うとともに、施策等の実施状況や目標の達成状況について、点検・評価を行い、町民及び事業者等に対して情報提供や公表を行います。

◆ **計画内容の改善・見直し（Act）**

施策に関する課題については、必要に応じてそれぞれの主体に対して働きかけるとともに、進捗状況の点検・評価（Check）を踏まえて、毎年度、計画内容の改善・見直しを行います。

用語解説

エコドライブ

燃料消費量や CO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。

【エコドライブ10のすすめ】

<p>1 自分の燃費を把握しよう</p> <p>自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果を実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。</p>	<p>6 ムダなアイドルはやめよう</p> <p>待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドルはやめましょう*1。10分間のアイドル(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です*2。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。</p>
<p>2 ふんわりアクセル「eスタート」</p> <p>発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。</p>	<p>7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう</p> <p>出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。</p>
<p>3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転</p> <p>走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。</p>	<p>8 タイヤの空気圧から始める点検・整備</p> <p>タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう*3。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します*4。また、エンジンオイル・オイルフィルター・エアクリーナメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。</p>
<p>4 減速時は早めにアクセルを離そう</p> <p>信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。</p>	<p>9 不要な荷物はおろそう</p> <p>運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。</p>
<p>5 エアコンの使用は適切に</p> <p>車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25°Cであっても、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なおきでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。</p>	<p>10 走行の妨げとなる駐車はやめよう</p> <p>迷惑駐車をやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車の少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。</p>

エコマーク

ライフサイクル全体で環境負荷が少ないと認められた製品・サービスの目印です。

次の環境領域に資する製品・サービスが認定対象です。

- ◆ 資源循環 (再生材料を使用した製品など)
- ◆ 地球温暖化 (省エネルギー機器)
- ◆ 健康・環境 (化学物質が制限・コントロールされた製品)
- ◆ 生物多様性の保全 (生分解性の高い製品など)
- ◆ 節水 (便器、給水栓、節水器具)
- ◆ 大気汚染 (インキ、塗料) など

エコマークのデザイン



グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマークです。

※古紙を原則として40%以上原料に利用した製品(トイレトペーパー・ちり紙は100%、コピー用紙・新聞用紙は50%以上)に表示できます。

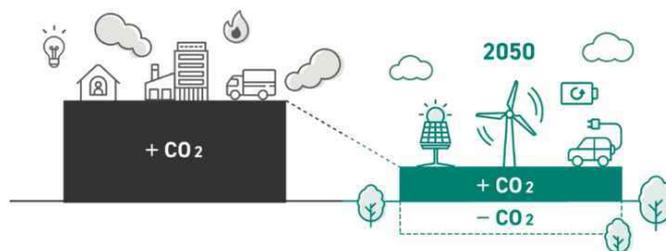


温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収する性質を持つガスのことであり、温室効果ガスが増えることによって地表付近の温度が上がり、地球温暖化に繋がります。温室効果ガスの種類として、二酸化炭素 (CO₂) やメタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、フロンガス等があります。

カーボンニュートラル

二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えることです。



固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

再生可能エネルギー

太陽光・風力・水力・バイオマス・太陽熱・地中熱といった自然界に存在するエネルギーのことです。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

自治体排出量カルテ

区域施策編における対策・施策を検討するための参考ツールです。

都道府県・市区町村の部門別 CO₂排出量の現況推計等の時系列データをわかりやすく可視化した資料です。また、CO₂排出量に加えて、FIT・FIP 制度による再生エネの導入状況や他の地方公共団体と比較した状況等を包括的に知ることができます。

【自治体排出量カルテ】 https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

ゼロカーボンシティ

2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体をいいます。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画です。

温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

1997 年に開催された「気候変動枠組み条約第 3 回締約国会議 (COP3)」での京都議定書の採択をきっかけに、1998 年に制定された法律です。国、地方公共団体、事業者、国民が地球温暖化の対策に取り組むための枠組みを定めました。

地球温暖化対策の推進に関する法律における「地球温暖化対策」の定義は「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいうものとする」とのことです。

地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正において、市町村は、地域の再エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされました。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるものです。都道府県及び市町村に対して策定が義務付けられています。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。

主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指します。

パリ協定

2015年の国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みです。パリ協定では「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度より十分低く保ち、1.5度以内に抑える努力をする」という世界共通の長期目標が掲げられています。

COP

「Conference of the Parties」の略称で「コップ」と呼びます。国連気候変動枠組条約締約国会議のことを指します。1992年の地球サミットで採択された「気候変動枠組条約」の締約国が、地球温暖化対策について話し合う国際会議です。

EV（電気自動車）

「Electric Vehicle」の略称で、電気自動車のことです。自宅や充電スタンドなどで車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行します。

FCV（燃料電池自動車）

「Fuel Cell Vehicle」の略称で、「燃料電池自動車」を指します。燃料電池は水素と酸素の化学反応から電力を取り出す発電機構で、これで得られた電力をモーターへと送り、動力として使用するのがFCVです。エンジンを使用しないので、二酸化炭素の排出量はゼロです。

IPCC

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれます。1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2022年3月時点における参加国と地域は195となっています。

PHV（プラグインハイブリッド自動車）

「Plug-in Hybrid Vehicle」の略称で、「プラグインハイブリッド自動車」のことです。「外部電源からの充電が可能なHV」となります。バッテリーに電力が残っているときは、モーターだけで駆動するEVとして走り、バッテリーがなくなったらエンジン併用のHVとして走行できます。

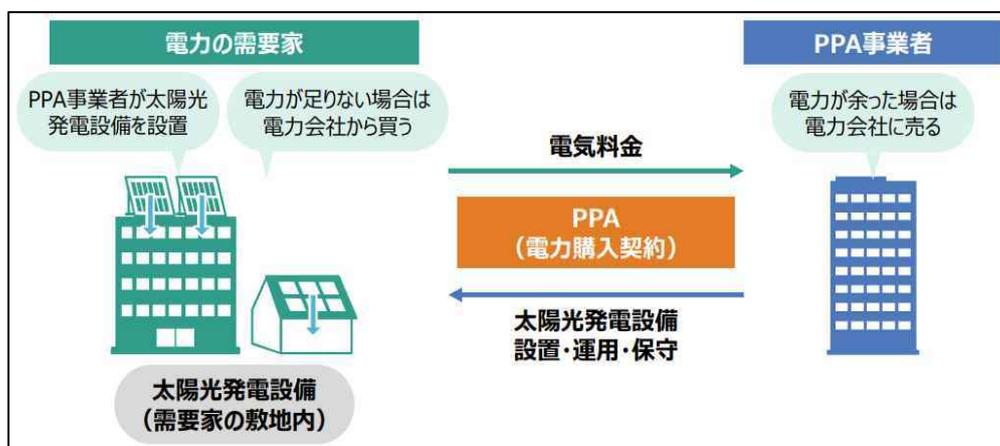
※メーカーによっては、「PHEV」という呼称を使用することもあります。

PPA

「Power Purchase Agreement」の略称で、「電気購入契約」の意味を持ちます。太陽光発電の事業者が需要家と電力購入契約を結び、電気を供給する仕組みです。

PPAモデルでは、需要家（自治体や企業）が持つ未利用の敷地・屋根などに、事

業家（PPA 事業者）が太陽光発電システムを設置します。施設所有者である需要家が設置場所を提供し、事業者が無償で設備を設置することで成り立つ仕組みです。



REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）

再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として 2020 年に開設したポータルサイトです。

本サイトでは、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、地域における環境に配慮した再生可能エネルギーの導入促進を目的として、ポテンシャル情報や環境情報、自治体が行っている再生可能エネルギー関連施策情報等をわかりやすく発信・共有するとともに、地域関係者を主体とする事業化の展開や再生可能エネルギーを通じた脱炭素化の検討を後押しする情報やツールの提供を行っています。

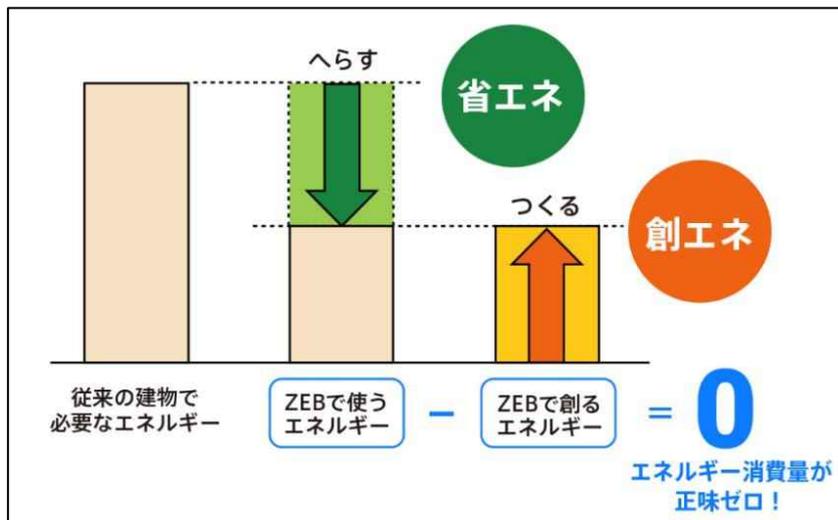
【REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）】

<https://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/>

ZEB

「Net Zero Energy Building」の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

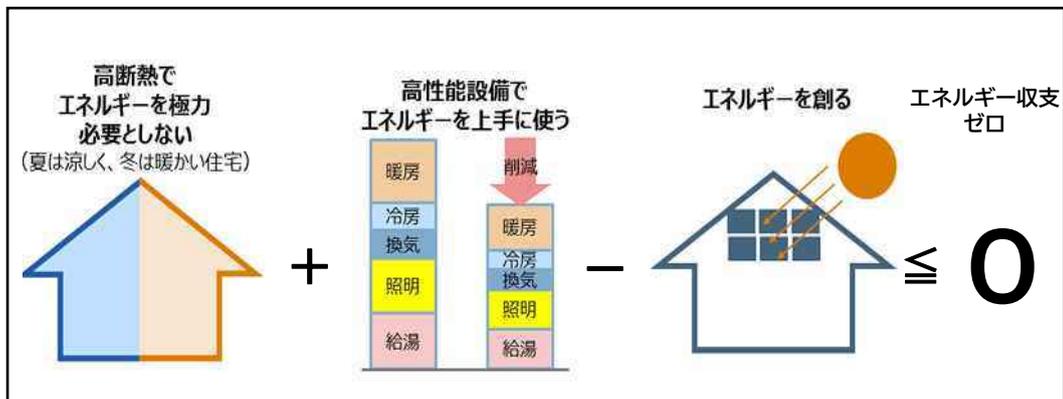
建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることで、エネルギー消費量を正味でゼロにすることができます。



ZEH

「Net Zero Energy House」の略称で、「ゼッチ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることによって、エネルギー消費量を正味でゼロにすることができます。



5R

5Rは、「ファイブアール」と呼びます。ごみを減らすために必要なRから始まる5つの行動を表しています。

- ・ Reduce (リデュース) : ごみを発生させない工夫をすること
- ・ Reuse (リユース) : ものを捨てずに、繰り返し使うこと
- ・ Recycle (リサイクル) : ごみを資源として再生して利用すること
- ・ Refuse (リフューズ) : いらぬもの、すぐにごみになるようなものを断ること
- ・ Repair (リペア) : 壊れたものを修理して使い続けること

新富町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

令和7年3月

新富町環境対策課

〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

TEL : 0983-33-6072

FAX : 0983-33-4862

E-mail : kankyo_g@town.shintomi.lg.jp